【新管理計画(原案)】

支　笏　洞　爺　国　立　公　園

管　理　計　画　書　（　原　案　）

平成２１年２月

北海道地方環境事務所

【現行管理計画】

資料３

支　笏　洞　爺　国　立　公　園

管　理　計　画　書

平成８年３月

環境庁自然保護局

西北海道地区国立公園・野生生物事務所

【新管理計画(原案)】

目　　次

1 支笏洞爺国立公園及び各管理計画区の概況 …… 1
（1） 支笏洞爺国立公園の自然環境・利用状況 …… 1
（2） 管理計画区の区分、各管理計画区の概況 …… 2

2 管理の基本方針 …… 7
（1） 支笏洞爺国立公園の将来目標 …… 7
（2） 支笏洞爺国立公園の管理の基本方針 …… 8
（3） 各管理計画区の管理方針 …… 9
（ア）支笏湖・定山渓管理計画区 …… 9
（イ）羊蹄山管理計画区 …… 10
（ウ）洞爺湖管理計画区 …… 10
（エ）登別管理計画区 …… 11

3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項 …… 13
（1） 特に配慮すべき風致景観及び自然環境 …… 13
（2） 関連施策との連携 …… 14
（3） 一般公共施設との調整 …… 16

4 適正な公園利用の推進に関する事項 …… 17
（1） 公園事業施設の利用及び維持管理 …… 17
（2） 利用の制限・誘導 …… 20
（3） 普及啓発 …… 22

5 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項 …… 23
（1） 支笏湖・定山渓管理計画区 …… 23
（ア）許可、届出等取扱方針 …… 23
（イ）公園事業取扱方針 …… 25
（2） 羊蹄山管理計画区 …… 31
（ア）許可、届出等取扱方針 …… 31
（イ）公園事業取扱方針 …… 33
（3） 洞爺湖管理計画区 …… 36
（ア）許可、届出等取扱方針 …… 36
（イ）公園事業取扱方針 …… 38
（4） 登別管理計画区 …… 44
（ア）許可、届出等取扱方針 …… 44
（イ）公園事業取扱方針 …… 46

6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項 …… 51

【現行管理計画】

目　　次

第１　管理計画区設定方針　1
第２　支笏湖・定山渓管理計画区　1
　１　地域の概要　1
　（１）景観特性　1
　（２）主要地区の公園利用の現況　2
　（３）社会環境の現況　2
　（４）公園管理の現況　3
　２　管理の基本的方針　3
　（１）保護に関する方針　3
　（２）利用に関する方針　3
　３　風致景観の管理に関する事項　4
　（１）許可、届出等取扱方針　4
　（２）公園事業取扱方針　5
　４　地域の開発、整備に関する事項　１０
　（１）自然公園施設　１０
　（２）一般公共施設　１１
　５　土地及び事業施設の管理に関する事項　１１
　（１）国有財産の管理　１１
　（２）自然公園美化管理財団事業等　１２
　６　利用者の指導等に関する事項　１２
　（１）自然解説に関する事項　１２
　（２）利用者の規制　１２
　（３）利用者の安全対策　１３
　７　地域の美化修景に関する事項　１３
　（１）美化清掃計画　１３
　（２）修景緑化計画　１３

第３　羊蹄山管理計画区　１４
　１　地域の概要　１４
　２　管理の基本的方針　１４
　（１）保護に関する方針　１４
　（２）利用に関する方針　１４
　３　風致景観の管理に関する事項　１４
　（１）許可、届出等取扱方針　１４
　（２）公園事業取扱方針　１５
　４　地域の開発、整備に関する事項　１７
　５　利用者の指導等に関する事項　１７
　（１）自然解説に関する事項　１７

【新管理計画(原案)】

（１） 環境省所管地及び所管施設の管理 …… 51
（ア）所管地内の施設に関する事項 …… 51
（イ）その他所管施設に関する事項 …… 53
（２） その他公園管理において留意すべき事項 …… 54
（ア）美化清掃計画 …… 54
（イ）グリーンワーカー事業 …… 54
（ウ）修景緑化計画 …… 54

追補 …… 55
（１）参考資料
① 指定植物
② 支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定についての要点
③ 国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について
④ 国立公園におけるスキー場事業の取扱について

（２）参考事項
① 管理計画検討会名簿
② 作成経緯

【現行管理計画】

（２）利用者の規制 １７
（３）利用者の安全対策 １８
６ 地域の美化修景に関する事項 １８
（１）美化清掃計画 １８
（２）修景緑化計画 １８

第４ 洞爺湖管理計画区 １９
１ 地域の概要 １９
２ 管理の基本的方針 １９
（１）保護に関する方針 １９
（２）利用に関する方針 １９
３ 風致景観の管理に関する事項 ２０
（１）許可、届出等取扱方針 ２０
（２）公園事業取扱方針 ２１
４ 地域の開発、整備に関する事項 ２５
（１）自然公園施設 ２５
（２）一般公共施設 ２５
５ 土地及び事業施設の管理に関する事項 ２６
自然公園美化管理財団事業 ２６
６ 利用者の指導等に関する事項 ２６
（１）自然解説に関する事項 ２６
（２）利用者の規制 ２６
（３）利用者の安全対策 ２６
７ 地域の美化修景に関する事項 ２６
（１）美化清掃計画 ２６
（２）修景緑化計画 ２６

第５ 登別管理計画区 ２８
１ 地域の概要 ２８
２ 管理の基本的方針 ２８
（１）保護に関する方針 ２８
（２）利用に関する方針 ２８
３ 風致景観の管理に関する事項 ２９
（１）許可、届出等取扱方針 ２９
（２）公園事業取扱方針 ３０
４ 地域の開発、整備に関する事項 ３３
５ 土地及び事業施設の管理に関する事項 ３４
自然公園美化管理財団事業 ３４
６ 利用者の指導等に関する事項 ３４
（１）自然解説に関する事項 ３４

【新管理計画(原案)】

【現行管理計画】

（２）利用者の規制　３４
（３）利用者の安全対策　３４
７　地域の美化修景に関する事項　３４
（１）美化清掃計画　３４
（２）修景緑化計画　３４

追補

１　参考資料
（１）「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」の要点　３５
（２）支笏洞爺国立公園モラップ山スキー場事業執行取扱要領　３７
（３）支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領　４０
（４）支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領　４３

２　参考事項
（１）管理計画検討会名簿　４６
（２）作成経緯　４７

【新管理計画(原案)】

アンダーラインは、前回管理計画から記述の主な変更箇所

１　支笏洞爺国立公園及び各管理計画区の概況

（１）　支笏洞爺国立公園の自然環境・利用状況

本国立公園は北海道の南西部に位置し、昭和２４年５月１６日に全国で14番目に指定された国立公園である。公園区域として支笏湖、定山渓、洞爺湖、羊蹄山及び登別周辺の地域一帯が指定されている。関係市町村は、６市７町１村（札幌市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町）で、指定面積は９９，４７３ｈａである。

＜支笏洞爺国立公園の自然環境＞

本国立公園は北海道の南西部に位置し、我が国を代表するカルデラ湖である支笏湖と洞爺湖を中心に、今なお活動を続けている有珠山、昭和新山、樽前山と典型的な成層火山の羊蹄山等多くの火山によって構成されている。また、これらの山々の間に、噴泉、地獄谷等の火山現象地や、倶多楽湖、橋湖等の火山性湖沼が散在しており、我が国を代表する火山群の景観を成している。

本公園の大半は、ミズナラ、エゾイタヤ等による落葉広葉樹林やエゾマツ、ダケカンバ等の針広混交林に覆われ、標高１，０００ｍを超える山頂部や稜線部にはハイマツ帯も見られ、高山植物のお花畑が随所に発達している。特に羊蹄山では、山麓の広葉樹林から中腹の針葉樹林、さらにキバナシャクナゲやエゾノツガザクラ等の高山植物に彩られた山頂まで典型的な植物の垂直分布が見られる。

また、豊かな森林に覆われているため、多くの野生動物がみられる。ほ乳類ではヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾリス等が生息しており、野鳥も多く生息し、周りが森林に覆われている湖沼ではカイツブリ、マガモ等の水鳥とキビタキ、アカゲラ等森林性鳥類の両方を見ることができる。

＜支笏洞爺国立公園の利用状況＞

本国立公園の年間利用者数は約１，４３９万人（平成１８年）で、北海道内の国立公園の中で、最も利用者が多く、全国２９の国立公園の中でも７番目に多い国立公園である。なお、本国立公園の利用者数は、近年横ばい状態が続いている。

本国立公園は、札幌市中心部や新千歳空港からも近いため、多くの人が来訪しやすい立地にある。主な利用形態はマイカーや団体ツアーバスによる周遊観光が多く、他には登山、高山植物観賞や火山現象などの自然探勝、温泉を利用した保養等である。主な利用時期は５月から１０月に集中し、冬季の利用者は少ない。

【現行管理計画】

第１　管理計画区設定方針

支笏洞爺国立公園は、昭和２４年５月に指定され、支笏湖、洞爺湖の二大カルデラ湖を中心として、樽前山、羊蹄山、有珠山等数々の特徴ある火山や多種多様な温泉、地獄現象等の火山現象を見ることができ、生きた火山の博物館ともいわれる公園である。

【新管理計画(原案)】

（２）　管理計画区の区分、各管理計画区の概況

＜管理計画区の区分＞

この国立公園を、位置及び利用実態等の観点から支笏湖及び定山渓を中心とする支笏湖・定山渓管理計画区、羊蹄山周辺の羊蹄山管理計画区、洞爺湖周辺の洞爺湖管理計画区及び登別周辺の登別管理計画区の４管理計画区に区分する。

＜各管理計画区の概況＞

(ア) 支笏湖・定山渓管理計画区の概況

本管理計画区は、本公園の北東部を占め、支笏湖を中心にその周辺の樽前山、恵庭岳から北へ連なる空沼岳、札幌岳、無意根山にかけての山岳地及びその山麓部からなる地域である。

地形的には新第３紀末から第４紀にかけて造られた溶岩台地の空沼岳、札幌岳、無意根山等の山岳地並びに第４紀洪積世後期以降に造られた支笏カルデラ及び樽前山、恵庭岳等の火山により構成され、比較的古い火山から現在も活動を続けている火山まで様々な火山地形がみられるところに特色がある。

１）支笏湖及びその周辺地域

支笏火山は約３万２千年前に始まり、その火山活動によりカルデラが形成され、その後カルデラの中心部を通る北西の弱線に沿って樽前山、風不死岳、恵庭岳が形成され、現在の支笏湖ができ上がった。風不死岳は既に火山活動を終えているが、恵庭岳は山頂下東側の爆裂火口に小規模な噴気が認められ、樽前山は現在も活動が続いている。恵庭岳の西山麓にあるオコタンペ湖は、恵庭火山の噴出物が沢をせき止めて形成された湖で周囲の漁岳、小漁岳等の山岳とともに原生的な景観を維持している。

これらの火山活動による山々とカルデラ湖は一体となり優れた地形及び湖水景観を形成し、本公園の景観構成の核となっている。

支笏湖は田沢湖（秋田県）に次いで我が国第２位の水深（３６０ｍ）を有するカルデラ湖で、寒冷な気候に加えて人家等からの汚水の流入、河川からの土砂の流入等が少ないため、我が国有数の透明度を誇っているとともに、水質においても平成１７年度及び平成１９年度公共用水域水質測定において最も水質の良い湖として評価されている。支笏湖に生息する在来の魚類はアメマス等であるが、他に阿寒湖から明治２７年に移入されたヒメマス（ベニザケの陸封型）が有名である。

当該地域の植生は、主に針葉樹と広葉樹が混交する森林植生で、広大な原生的森林景観を形成している。また、平成１６年の１８号台風では支笏湖周辺でも大規模な風倒木被害が発生し、現在森林復旧のための植林活動が行われている。

樽前山は新しい火山のため標高７００ｍ付近より上部はイソツツジ、ミヤマハンノキ、イワブクロ、コメバツガザクラ等高山性の植物群落が生育し、特異な景観を呈している。湿原植物はオコタンペ湖周辺で小面積ながら生育が確認されている。

【現行管理計画】

この国立公園を、位置及び利用実態等の観点から支笏湖及び定山渓を中心とする支笏湖・定山渓管理計画区、羊蹄山周辺の羊蹄山管理計画区、洞爺湖周辺の洞爺湖管理計画区及び登別周辺の登別管理計画区の４つの管理計画区に区分する。

第２　支笏湖・定山渓管理計画区　1

１　地域の概要

本管理計画区は、本公園の北東部を占め、支笏湖を中心にその周辺の樽前山、恵庭岳から北へ連なる空沼岳、札幌岳、無意根山にかけての山岳地及びその山麓部からなる地域である。

（１）　景観特性

地形的には新第３紀末から第４紀にかけて造られた溶岩台地の無意根山、空沼岳、札幌岳等の山岳地並びに第４紀洪積世後期以降に造られた支笏カルデラ及び樽前山、恵庭岳等の火山により構成され、比較的古い火山から未だ活動を続けている火山まで様々な火山地形がみられるところに特色がある。無意根山（標高１,４６１メートル）は、 札幌近郊の山としては余市岳（標高１,４８８メートル）に次ぐ高山で、 定山渓から中山峠へ至る国道沿線からそのどっしりした山容を望むことができ、山岳景観上優れている。

定山渓近くの神威岳は山頂部が岩場で特異な景観を呈しており、空沼岳及び札幌岳は札幌市街から南縁のスカイラインを形成し、山頂からの眺望に優れている。

支笏湖は田沢湖（秋田県）に次いで我が国第２位の水深（３６０メートル）を有するカルデラ湖で、寒冷な気候に加えて人家等からの汚水の流入、河川からの土砂の流入等が少ないため、我が国有数の透明度を誇っている。支笏火山は約３万２千年前に始まり、その火山活動によりカルデラが形成され、その後カルデラの中心部を通る北西の弱線に沿って樽前山、風不死岳、恵庭岳が形成され、現在の支笏湖ができ上がった。風不死岳は既に火山活動を終えているが、恵庭岳は山頂下東側の爆裂火口に小規模な噴気が認められ、樽前山は現在も活発な活動が続いている。これらの火山活動による山々とカルデラ湖は一体となり優れた地形及び湖水景観を形成し、本公園の景観構成の核となっている。

樽前山の山頂部には直径約 １.２キロメートルの小型のカルデラがあり、明治４２年（１９０９年）、このカルデラ内にドーム型の溶岩円頂丘が生成された。このドームは特異な景観を呈し、道の天然記念物に指定されている。恵庭岳の西山麓にあるオコタンペ湖は、恵庭火山の噴出物が沢をせき止めて形成された湖で周囲の漁岳、小漁岳等の山岳とともに原始的な景観を維持している。

本地区を代表する植生は、針葉樹と広葉樹の混交する森林植生で、広大な原始的森林景観を形成している。森林を概観すると、低山地帯はシナノキ、イタヤカエデ、ハリギリ、ミズナラ等の広葉樹にトドマツやエゾマツが点在する自然林、あるいはトドマツやアカエゾマツの人工林である。標高３００メートルより上の中腹部は広葉樹とエゾマツ

【新管理計画(原案)】

動物は、森林性の環境に適応する種類が多く見られる。哺乳類ではヒグマ、キタキツネ、ユキウサギ、エゾリス、シマリス、エゾシカ等が生息している。鳥類では天然記念物のクマゲラをはじめヤマセミ、コノハズク、アオバト等希少種も見られ、ヒガラ、シジュウカラ等の森林性鳥類も比較的多く生息している。また、支笏湖では水鳥類のカルガモ、キンクロハジロ、オシドリ、マガモ等を見ることができるが、数、種類とも少ない。これは藻場や小魚などの餌が少ないためと思われる。

支笏湖には支笏湖集団施設地区（支笏湖温泉及びモラップ）をはじめ、ポロピナイ、丸駒温泉、オコタン、美笛の各地区に宿舎、野営場、園地、舟遊場等の公園施設が整備され、年間約９３万人余りの入込者があるが、その内、道内からの入込みが７割以上を占める。また、月別では月間入込者数が１０万人を上回るのが夏季の７～９月及び氷濤祭が開催される２月であり、一方、最も入込者数が減少するのが１２月である。（平成１９年度千歳市調べ）

札幌市など近郊都市からの日帰り利用者の比率が高いこと、また、札幌、千歳、苫小牧方面からは自転車道が整備されているため、自転車での来訪者が見受けられるのも本地区の特徴である。

支笏湖では平成１８年度から全域において動力船の乗り入れ規制が行われ、閑静な水辺空間を保っている。また、平成２０年度より、支笏湖漁業協同組合がヒメマスの漁業権を取得し、漁業管理や増殖事業等により資源の持続可能な利用等を図っている。

樽前山は七合目まで車道が整備され、徒歩１時間ほどで比較的容易に外輪山山頂に登ることができ、しかも溶岩円頂丘の観察や支笏湖周辺、勇払平野等の展望に優れているため登山者が多く、本地域の山では最も多い年間約１万８千人（平成２０年）の登山者がある。夏期には七合目駐車場で交通混雑を来し、苫小牧市により交通規制が行われている。なお、樽前山山頂は鉱区禁止地域に指定されている。

２）　定山渓およびその周辺地域

定山渓温泉は豊平川の渓流沿いに位置する北海道有数の温泉地で、年間入込者約２４４万人のうち、宿泊人員は約１８１万人（平成１８年度）にも達している。

豊平峡一帯は渓谷美に優れ自然探勝歩道が整備されている。ダムサイトには展望地、休憩所があり、夏期から秋期にかけて利用者が多い。定山渓温泉の北側には、定山渓ダムがあり、ダムサイトにはピクニック広場、資料館等が整備され利用者も多い。

豊平川上流域は、空沼岳、札幌岳、無意根山などの山々に囲まれており、これらの山には高山植物が生育し展望にも優れているため、札幌市方面からの格好の日帰り登山コースとなっている。

無意根山（標高１,４６１ｍ）は、 札幌近郊の山としては余市岳（標高１,４８８ｍ）に次ぐ高山で、定山渓から中山峠へ至る国道沿線からそのどっしりした山容を望むことができ、優れた山岳景観である。定山渓近くの神威岳は山頂部が岩場で特異な景観を呈しており、空沼岳及び札幌岳は札幌市街から南縁のスカイラインを形成し、山頂からの眺望にも

【現行管理計画】

やトドママツとの混交林、あるいはアカエゾマツ林が見られるが、トドマツの人工林となっているところも多い。標高８００～９００メートル以上はダケカンバを主とした広葉樹林となり、稜線部の風衝地はミヤマハンノキ、ミネヤナギ、ハイマツ等の低木林となり、無意根山や空沼岳などの山頂部にはコケモモ、キバナシャクナゲ等の高山植物がみられる。

樽前山は新しい火山のため標高７００メートル付近より上部はイソツツジ、ミヤマハンノキ、イワブクロ、コメバツガザクラ等高山性の植物群落が生育し、特異な景観を呈している。

湿原植物の生育地は比較的少なく、オコタンペ湖、空沼岳中腹の真簾沼及び無意根山中腹の大蛇ヶ原などで見られるが、いずれも小面積である。

動物は、森林性の環境に適応する種類が多く見られる。哺乳類ではヒグマ、キタキツネ、ユキウサギ、エゾリス、シマリス等が生息し、鳥類では天然記念物のクマゲラをはじめヤマセミ、コノハズク、アオバト等希少種も見られ、ヒガラ、シジュウカラ、アカゲラ、ウグイス、エゾライチョウ等の森林性鳥類も比較的多く生息している。また、支笏湖では水鳥類のカルガモ、キンクロハジロ等を見ることができるが、数、種類とも少ない。これは藻場や小魚などの餌が少ないためと思われる。

魚類では阿寒湖から明治２７年に移入されたヒメマス（ベニザケの陸封型）が有名であるが、近年生息数が減少している。餌となるプランクトンが減少していることが原因の一つとしてあげられている。

（２）主要地区の公園利用の現況

支笏湖には支笏湖集団施設地区（支笏湖温泉及びモラップ）をはじめ、ポロピナイ、丸駒温泉、オコタン、美笛の各地区に宿舎、野営場、園地、舟遊場等の公園施設が整備され、年間約２５８万人の入り込み者がある。（平成６年度千歳市調べ）

札幌市など近郊都市からの日帰り利用者の比率が高いこと、また、札幌、千歳、苫小牧方面からは自転車道が整備されているため、自転車での来訪者が多いのも本地区の特徴で、最盛期には過剰利用の状況を呈することがある。支笏湖温泉地区に集中する傾向があるが、苔の洞門、丸駒温泉地区なども利用者が増大している。「チップ釣り」として、かつて問題となった無秩序な釣魚利用は、ヒメマスの減少に伴ってなくなり、近年は各種プレジャーボートによる利用の増大が顕著で、ポロピナイ地区はこれらの利用拠点となっている。

野営場は、モラップ、美笛、オコタン及びポロピナイの４ヶ所にあり、平成６年度には約７万５千人の利用実績があるが、施設が老朽化している。

樽前山は七合目まで車道が整備され、徒歩１時間ほどで容易に外輪山山頂に登ることができ、しかも溶岩円頂丘の観察や支笏湖周辺、勇払平野などの展望に優れているため登山者が多く、本地域の山では最も多い年間約４万４千人（平成７年）の登山者がある。

夏期には七合目駐車場で交通混雑を来し、路傍駐車が１キロメートル以上に及ぶこともある。

定山渓温泉は豊平川の渓流沿いに位置する北海道有数の温泉地で、年間入込者約２３２万人のうち、宿泊人員は約１４３万人（平成６年度）にも達している。

豊平峡一帯は渓谷美に優れ自然探勝歩道が整備されている。ダムサイトには展望地、

【新管理計画(原案)】

優れている。

無意根山や空沼岳などの山頂部にはコケモモ、キバナシャクナゲ等の高山植物がみられる。

湿原植物は空沼岳中腹の真簾沼及び無意根山中腹の大蛇ヶ原などで小規模ながら確認されている。

当該地域の土地の所有形態は、定山渓地区に存在する民有地を除いて国・公有地で、その大半が林野庁所管の国有林で占められている。

(イ) 羊蹄山管理計画区の概況

本管理計画区は、羊蹄山の山体に係る地区である。

羊蹄山は、標高 1,８９８ｍの典型的な成層火山の独立峰で、山容が富士山に酷似しているところから蝦夷富士とも呼ばれている。景観の特徴は、その秀麗な山容と植生にあり、山麓から山頂にかけて植物帯の垂直分布の変化が顕著に見られるとともに、頂上付近には分布の北限や南限に当たる種を含む高山植物が多種生育している。落葉広葉樹林や針広混交林に被われる山麓部には、南コブなどの側火山や火口湖である半月湖がある。

また、動物については、中・小型のほ乳類や森林性の野鳥が多数生息している。

当地区の利用者は年間約５万人で、山麓の真狩口でのキャンプ、ピクニック、自然探勝等や半月湖周辺でのキャンプ、ハイキング等が利用の大半を占める。

土地所有は、大部分が道有林であり、民有地は半月湖付近の山麓に僅かに存在する。保護規制計画は植生の垂直分布の保護を図るため、標高 1,０００ｍ前後より上を特別

【現行管理計画】

休憩所があり、夏期から秋期にかけて利用者が多い。定山渓温泉の北側には、定山渓ダムがあり、ダムサイトにはピクニック広場、資料館等が整備され利用者も多い。

豊平川上流域は、無意根山、空沼岳、札幌岳などの山々に囲まれており、これらの山には高山植物が生育し展望にも優れているため、札幌市方面からの格好の日帰り登山コースとなっている。

（３）社会環境の現況

地区内で常住人口の多いところは、札幌市南区定山渓温泉地区（約２，２００人）平成６年度)、千歳市支笏湖温泉地区（約２００人、平成６年度）などである。また、当地区の産業は、林業と観光業が中心となっており、特に樽前山山麓及び豊平川流域には良好な森林が広がっている。他の産業では、新王子製紙（株）による支笏湖の水を利用した発電（千歳第一発電所の最大出力２５,４００キロワット)などがあげられる。なお、支笏湖の西側（美笛側）には昭和１２年から金などの採掘が行われた千歳鉱山があり、最盛期には従業員が４００人を越えたが、昭和６１年に閉山し、現在は排水処理施設があるのみである。その他、樽前山山頂及び豊平峡ダム一帯は鉱区禁止地域に指定されている。

（４）公園管理の現況

当地区の土地の所有形態は、定山渓地区に存在する民有地を除いて国・公有地で、その大半が林野庁所管の国有林に占められている。また、国有林内はほぼ全域が水源かん養保安林に指定され、山岳地帯等は保健保安林に重複指定されているため、土地集約的な高層の温泉ホテルが密集している定山渓地域を除き、関係行政機関及び地元住民の協力により、地域制公園にもかかわらず、指定以来、営造物公園的管理ができたことで、格段に風致景観の維持が図られている。

特に支笏湖一帯では、風致景観の維持を図るため、公園指定以来、関係機関の協力のもとに高さ、デザイン、材料、色などに配慮した施設づくりが進められてきており、国立公園の一つのモデル地域となっている。

第３　羊蹄山管理計画区　１４

１　地域の概要

本管理計画区は、羊蹄山の山体に係る地区である。

羊蹄山は、標高 1,８９８メートルの典型的な成層火山（コニーデ）独立峰で、山容が富士山に酷似しているところから蝦夷富士とも呼ばれている。景観の特徴は、その秀麗な山容と植生にあり、山麓から山頂にかけて植物帯の垂直分布の変化が顕著に見られるとともに、頂上付近には分布の北限や南限に当たる種を含む高山植物が多種生育している。落葉広葉樹林や針広混交林に被われる山麓部には、南コブなどの寄生火山がある。

また、動物については、中・小型のほ乳類や森林性の野鳥が多数生息している。

当地区の利用者は年間１７万人余りで、山麓の真狩口でのキャンプ、ピクニック、自然探勝等や半月湖周辺でのキャンプ、ハイキング等が利用の大半を占める。

なお、羊蹄山への登山者は、年間２万５千人程である。

土地所有は、大部分が道有林であり、民有地は半月湖付近の山麓に僅かに存在する。保

【新管理計画(原案)】

保護地区に、６００ｍから １,０００ｍにかけての中腹を第１種特別地域及び第２種特別地域に、それ以下の山麓部が第３種特別地域に指定されている。

(ウ)　　洞爺湖管理計画区の概況

本管理計画区は、洞爺湖及びその南側に位置する有珠火山群を包含する地区である。

洞爺湖は、直径９～１１ｋｍのほぼ円型のカルデラ湖で、中央には中央火口丘である中島火山群を持つ。湖の周囲は、農地や果樹園、人工林が広がり、集落や市街地もあって開放的な景観を形成しているが、中島や湖岸沿いにはミズナラ、ハリギリ、カツラ等の大木の多い自然林がわずかに残されている。

中島には、クマゲラをはじめとする多くの野鳥が生息する他、かつて、観光施設で飼育されていたエゾシカが野生化し繁殖しており、自然植生に影響を与えている。

有珠山は、洞爺カルデラの形成後今から約２万年前に活動を開始した火山で、外輪山及び火口原内の円頂丘から成る有珠山本体と、周囲に多数の側火山を持ち、特に昭和１８年から２０年にかけての活動で生成した昭和新山は、溶岩円頂丘と言われ学術的、景観的にも非常に価値が高い。極めて活動的な火山である有珠山は、噴火の危険性が高く、２０世紀に４回の噴火を繰り返しており、最も新しい平成１２年の噴火活動では新たな火口群の生成や降灰により周囲の景観が大きく変化した。このとき出来た火口群周辺は平成１５年に国立公園に編入され、一部は特別保護地区に指定された。その後、有珠山麓では防災施設の整備が進み、平成１４年に「有珠山火山防災マップ」が改訂され、火山防災にかかる取り組みが継続して行われている。

当地区は、北海道有数の温泉地である洞爺湖温泉を抱え、年間４９１万人（平成１９年）の利用者があり、そのうち宿泊利用者は１０４万人となっている。

主な利用は、従来からの温泉での宿泊、保養、湖上遊覧、昭和新山やロープウェイを利用しての有珠山の探勝、湖を周回する道路のドライブ、湖畔でのキャンプ、湖畔を利用したプレジャーボート等であったが、近年はカヌーやフットパス整備による散策等の自然と身近に親しむ利用も増加している。一方、キャンプ地以外でのキャンプや桟橋等の違法な設置等無秩序な利用による問題も生じている。

利用施設は、洞爺湖温泉街に洞爺湖ビジターセンター・火山科学館が、対岸の財田地区に洞爺財田自然体験ハウスが、中島の洞爺湖森林博物館、昭和新山のパークサービスセンター等が整備されている。有珠山周辺には環境省や北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町によって整備された火山活動を体験し学習するための散策路や解説板などがある。当該洞爺湖、有珠山地域は、今後ジオパークの一つとして地域振興が期待されている。宿泊施設については、洞爺湖温泉街を中心に整備されている。

土地所有関係は、有珠山、湖畔林、中島が国有林で、他は民有地である。特に洞爺湖温泉は、民有地に旅館、ホテル、商店、住宅等が密集し市街化している。

保護規制計画は、有珠山火口原、昭和新山溶岩塔及び西山山麓と金比羅の火口群が特別保護地区に指定されているほかは、大部分が特別地域であり、有珠山の南山腹が普通地域

【現行管理計画】

護規制計画は植生の垂直分布の保護を図るため、標高 １,０００メートル前後より上を特別保護地区に、６００メートルから １,０００メートルにかけての中腹を第１種特別地域及び第２種特別地域に、それ以下の山麓部を第３種特別地域に指定されている。

第４　洞爺湖管理計画区　　１９

１　地域の概要

本管理計画区は、洞爺湖及びその南側に位置する有珠火山群を包含する地区である。

洞爺湖は、直径９～１１キロメートルのほぼ円型のカルデラ湖で、中央には中央火口丘である中島火山群を持つ。湖の周囲は、農地や果樹園、植林地が広がり、集落や市街地もあって開放的な景観を形成しているが、中島や湖岸沿いにはミズナラ、ハリギリ、カツラ等の大木の多い自然林がわずかに残されている。

中島には、クマゲラをはじめとする多くの野鳥が生息する他、かつて、観光施設で飼育されていたシカが野生化し繁殖している。

有珠山は、洞爺カルデラの形成後今から約１万年前に活動を開始した火山で、外輪山及び火口原内の円頂丘から成る有珠山本体と、周囲に多数の寄生火山を持ち、特に昭和１８年から２０年にかけての活動で生成した昭和新山は、溶岩円頂丘と言われ学術的、景観的にも非常に価値が高い。極めて活動的な火山である有珠山は、噴火の危険性が高く、最近１００年程の間は約３０年周期で活動を繰り返しており、最も新しい昭和５２年の噴火活動では、地殻変動や降灰により周囲の景観が大きく変化したほか、公園利用施設等も損害を受けた。その後、防災施設の整備が進み平成７年に災害防止情報地図「有珠山火山防災マップ」が作成されている。

当地区は、北海道有数の温泉地である洞爺湖温泉を抱え、年間６８０万人の利用者があり、そのうち宿泊利用者は１２３万人（平成６年）に達している。

主な利用は、従来からの温泉での宿泊、保養、湖上遊覧、昭和新山やロープウェイを利用しての有珠山の探勝、湖を周回する道路のドライブ等であったが、近年は湖畔を利用した水上スポーツや湖畔でのキャンプ等の活動的な利用も増加しており、一方、キャンプ地以外でのキャンプや自動車の林内乗り入れ等無秩序な利用による問題も生じている。

利用施設は、宿泊施設の整備はかなり進んでいるものの、特に利用者の自然とのふれあいを促進するための施設の整備が遅れている。

土地所有関係は、有珠山、湖畔林、中島が国有林で、他は民有地である。特に洞爺湖温泉は、民有地に旅館、ホテル、商店、住宅等が密集し市街化している。

保護規制計画は、有珠山火口原及び昭和新山溶岩塔が特別保護地区に指定されているほかは、大部分が特別地域であり、有珠山の南山腹が普通地域となっている。

【新管理計画(原案)】

となっている。

(エ)　登別管理計画区の概況

本管理計画区は、本公園南端の登別温泉及び倶多楽湖と来馬岳から北へ連なるオロフレ峠、ホロホロ山、白老岳にかけての山岳地及びその山麓の一部からなる地域である。

登別は倶多楽火山西麓に位置し、倶多楽カルデラを生成させた後に日和山や笠山、地獄谷、大湯沼等の爆裂火口を生じさせた火山活動は今も続き、地獄谷をはじめ各所で火山現象が見られるほか、我が国屈指の豊富な温泉が湧出している。

倶多楽湖は、倶多楽火山の活動により生じた直径約２.５ｋｍの円形をなすカルデラ湖で、透明度では、摩周湖に次ぐ我が国第２位の記録（１９８９年、２３.８ｍ）を持つ。カルデラ内壁の自然もよく保たれており、その静かな環境や清澄な水質から神秘の湖と呼ばれている。

地獄谷や大湯沼周辺では、硫気や酸性土壌の影響を強く受けた特有の植生が発達しており、その周辺をミズナラを主とする自然林が取巻いている。来馬岳から白老岳にかけては比較的なだらかな山地を成し、ダケカンバ、エゾマツ、トドマツ等を主とする森林に覆われ、稜線部には高山植物も豊富に生育している。この山地南部の東西両山麓には、カルルスや北湯沢をはじめ数ヶ所で温泉が湧出している。

当地区の利用は南部に集中しており、北部のオロフレ山から白老岳にかけての山岳地帯の利用は少ない。登別温泉は、古くから名湯として全国にその名を知られており、年間２６５万人（平成１９年度）の利用者があり、そのうち宿泊利用者は１２４万人に達している。

また、カルルス温泉や北湯沢温泉も昔から山間の静かな温泉として知られ、国民保養温泉地に指定されている。

土地所有は、登別やカルルス、北湯沢、蟠渓等の温泉地周辺が民有地となっているほかは大部分が国有林である。

保護規制計画は、地獄谷が特別保護地区となっているほか、倶多楽湖、登別、カルルス、オロフレ山から白老岳にかけての一帯と北湯沢と蟠渓をつなぐ道路沿線及び白老町と伊達市大滝区を結ぶ道路沿線が特別地域に指定されている。

【現行管理計画】

第５　登別管理計画区　　２８

１　地域の概要

この管理計画区は、本公園南端の登別温泉及び倶多楽湖と来馬岳から北へ連なるオロフレ峠、ホロホロ山、白老岳にかけての山岳地及びその山麓の一部からなる地域である。

登別は倶多楽火山西麓に位置し、倶多楽カルデラを生成させた後に日和山や笠山、地獄谷、大湯沼等の爆裂火口を生じさせた火山活動は今も続き、地獄谷をはじめ各所で地獄現象が見られるほか、我が国屈指の豊富な温泉が湧出している。

倶多楽湖は、倶多楽火山の活動により生じた直径約２.５ キロメートルの円形をなすカルデラ湖で、透明度では、摩周湖に次ぐ我が国第２位の記録（１９８９年、２３.８ メートル）を持つ。カルデラ内壁の自然もよく保たれており、その静かな環境や清澄な水質から神秘の湖と呼ばれている。

地獄谷や大湯沼周辺では、硫気や酸性土壌の影響を強く受けた特有の植生が発達しており、その周辺をミズナラを主とする自然林が取巻いている。来馬岳から白老岳にかけては比較的なだらかな山地を成し、ダケカンバ、エゾマツ、トドマツ等を主とする森林に覆われ、稜線部には高山植物も豊富に生育している。この山地南部の東西両山麓には、カルルスや北湯沢をはじめ数ヶ所で温泉が湧出している。

当地区の利用は南部に集中しており、北部のオロフレ山から白老岳にかけての山岳地帯の利用は少ない。登別温泉は、古くから名湯として全国にその名を知られており、年間４５０万人の利用者があり、そのうち宿泊利用者は１４９万人（平成６年度）に達している。特に昭和６０年秋の道央自動車道登別インター開通以降、急激な利用増がみられる。

また、カルルス温泉や北湯沢温泉も昔から山間の静かな温泉として知られ、国民保養温泉地に指定されている。

土地所有は、登別やカルルス、北湯沢、蟠渓等の温泉地周辺が民有地となっているほかは大部分が国有林である。

保護規制計画は、地獄谷が特別保護地区となっているほか、倶多楽湖、登別、カルルス、オロフレ山から白老岳にかけての一帯と北湯沢と蟠渓をつなぐ道路沿線及び白老町と大滝村を結ぶ道路沿線が特別地域に指定されている。

【新管理計画(原案)】

２ 管理の基本方針

（１）支笏洞爺国立公園の将来目標

支笏洞爺国立公園の管理に当たっては、次の５つを将来にわたる目標とする。

（ア）多様な火山景観を維持するとともに生物多様性を確保する。

・支笏湖、洞爺湖をはじめとするカルデラ湖、羊蹄山や有珠山、昭和新山、樽前山などの火山、噴火による自然の改変と再生の営み、地殻変動の痕跡や硫気現象など火山活動を由来とした地形・地質、広大な自然林や高山植物群落、そこに生息する野生生物と一体となった優れた自然景観の適切な保全と利用を図るとともに、環境学習の場としても活用する。

（イ）自然景観と温泉を楽しめる保養地にする。

・都市部や空港等から利便性の良い立地を維持しつつ、原生的な雰囲気が感じられる自然を維持する。

・散策、自転車、カヌーなどのゆったりとした利用の促進を図る。

・温泉地では秩序ある雰囲気を維持して良質な温泉を楽しめる地域づくりを目指す。

（ウ）地域に応じた適正な利用方法により、快適な利用の環境を確立する。

・近年増えている新たなレクリエーションも含めて多種多様な自然体験活動がもたらす軋轢を解消し、地域に応じた秩序ある利用のあり方を確立する。

（エ）環境に配慮した公園利用を推進する。

・平成２０年に開催された北海道洞爺湖サミット及びＪ８サミットで得られた経験を活かし、地球環境や身近な環境問題への関心を呼び起こさせる活動や低炭素化への取り組み、更なる国際化対応などを推進する。

（オ）多様な主体の参画により公園の管理を行う。

・自然環境の保全活動や公園利用施設の維持管理に当たっては、地域の活動団体や研究者、行政機関など多様な主体と連携して活動を推進する。

【現行管理計画】

【新管理計画(原案)】

（２）支笏洞爺国立公園の管理の基本方針
各将来目標達成のための管理の基本方針を以下のとおりに掲げる。

（ア）本公園の特徴である様々な火山及び火山活動を由来とした原生的な自然環境を厳正に保全するため、開発行為によるこれらの改変は極力抑制する。
（将来目標（ア）、（オ）に対応）

（イ）人為により改変された植生の復元対策、外来生物対策、希少な野生動植物の保護増殖等、生物多様性の確保のために必要な施策を講じる。（将来目標（ア）、（オ）に対応）

（ウ）公園利用者が日常の生活環境とは異なる火山景観や温泉現象等を身近にかつ安全に享受できるよう、また、環境学習としての場としても活用できるよう施設整備を進めるほか、地域単位等で最新の情報を提供し、自然とのふれあいの推進や新たな公園利用方策を検討する。（将来目標（ア）、（イ）、（ウ）に対応）

（エ）北海道洞爺湖サミットとＪ８サミットでの取り組みを活かした環境配慮型施設の導入、エコツーリズム、フットパス、多言語化を含めた情報提供等滞在型観光を積極的に施策に導入するよう検討する。（将来目標（エ）に対応）

（オ）関係機関、パークボランティア、ＮＰＯ等の多様な主体と連携し、自然環境の保全や再生等の活動を推進するほか、公園利用者に対する情報提供の体制の確立、美化キャンペーン等地域の奉仕活動の実施により公園管理にも資する担い手の養成・支援を行うよう努める。（将来目標（オ）に対応）

【現行管理計画】

【新管理計画(原案)】

（３）各管理計画区の管理方針

（ア）支笏湖・定山渓管理計画区

・保護に関する方針

①　当計画区の自然を構成する火山地形、及びこれらを覆っている広大な森林地帯及びそこに生息する在来の野生生物などが一体となって優れた自然景観を形成しており、これらの環境が将来にわたり保全されるよう風致景観の保護を図る。

②　特異な火山地形である樽前山や恵庭岳については、その自然景観の保護は特に厳正に行う。

③　高山植物群落が確認されている樽前山、無意根山、空沼岳等の山々及び希少な動物の生息地等については、その保護を厳正に行う。

④　本公園の象徴的存在である支笏湖の水質保全と湖水域及び周辺の風致保護を図り、原生的な湖のイメージを維持する。

⑤　支笏湖においてのチトセバイカモの群落等、希少な動植物の生息・生育地の保全に留意する。

・利用に関する方針

①　都市部からのアクセスが良い特徴を活かして利用者のリピート率を高め、身近な国立公園として利用者に親しまれる地域とする。

②　主要な公園道路沿線は、森林景観の保全や緑化修景による回廊的道路の創出のほか、道路付帯の工作物等の意匠に配慮した風致保護を図るとともに、展望地等においては、展望確保の維持管理にも留意する。また、公園入口部は、エントランスゾーンとしての空間づくりを図る。

③　地域特性を活かしたエコツーリズム等を推進し環境教育の拠点とする。

④　支笏湖及びその周辺地域においては、利用者が神秘的、原生的な自然環境をじっくりと堪能できるよう、滞在型の利用形態についてもこれを推進する。

⑤　市街化の進んだ定山渓地区については、快適な温泉街としての環境整備を図る。なお、普通地域内となった定山渓宿舎について、事業執行者に宿舎事業の継続意志がない場合は宿舎事業の廃止を指導する。

⑥　利用施設に関しては、周辺環境との調和を重んじ、適切な施設整備及び維持管理を行う。また、地球温暖化対策等についても支笏湖温泉で開催されたJ8サミット開催地としての経験も活かし、ＣＯ２削減等積極的に対応するよう努める。特に環境省所管地内においては、営造物的公園地区として当該国立公園のモデル地域となるよう、施設の適切な整備及び維持管理、地球温暖化対策等に対し積極的な対応を図る。

⑦　ビジターセンターでは、利用者が当該地域の自然への理解を深め、さらに自然に親しめるよう、展示物等の内容充実、利用者に対する適切な情報の提供、自然に親しむ各種行事の企画等を推進する。

⑧　支笏湖での、動力船の乗り入れ規制の周知徹底を図る他、湖岸や園地への自

【現行管理計画】

第２　支笏湖・定山渓管理計画区　1

２　管理の基本的方針

（１）保護に関する方針

ア　当地区の自然を構成する火山地形、これらを覆っている広大な自然林及びそこに生息する野生生物などが一体となって優れた自然景観を形成しており、これらの環境が持続的に保全されるよう風致景観の保護を図る。

　また、特異な火山地形を呈する樽前山、恵庭岳及び貴重な高山植物が生育する無意根山、空沼岳等の山々並びに希少な動物の生息地等については、厳正な保護を図る。

イ　本公園の象徴的存在である支笏湖の水質保全と湖水域及び湖辺の風致保護を図り、原始的な湖のイメージの維持に努める。

（２）利用に関する方針

ア　利用施設の整備及び管理方針

　主要な公園道路沿線は、森林の保全や緑化修景による緑の回廊的道路の創出のほか、道路付帯の工作物等の意匠に配慮した風致保護を図るとともに、展望地等においては、展望方向の通景線の確保にも留意する。また、公園入口部は、エントランスゾーンとしての空間づくりを図る。

イ　集団施設地区をはじめ主要な公園利用拠点及びこれらを連絡する道路等の適正な整備を推進する。特に当地区は、都市地域に近く自然探勝等の野外レクリエーションに適した森林、湖等の資源を有していることから、キャンプ、親水、自然観察、登山等自然とのふれあいの場の整備に努める。

ウ　環境庁所管地（支笏湖集団施設地区内）は、営造物的公園地区として、これにふさわしい風致の保護及び利用施設の整備、維持管理を図るとともに、特に公共施設等の国有財産については、地元団体の協力を得て適正な管理を図る。

エ　市街化の進んだ定山渓地区については、快適な温泉街としての環境整備を図る。

オ　ビジターセンターについて、展示物等の内容充実、利用者に対する適切な情報の提供、自然に親しむ各種行事の企画等を推進し、その有効利用を図る。

カ　適正で快適な公園利用を図るため、湖岸や園地への自動車の乗り入れ規制、湖岸での自家用ボートの係留規制、水上オートバイの適正な湖面利用誘導及び高山植生帯への歩行者の進入規制等利用者に対する誘導、規制措置を関係機関の協力のもとに講ずる。

キ　地域の環境の清潔を保持するため、公園利用者、施設管理者、地元清掃団体等の協力により、美化清掃の徹底を図る。

【新管理計画(原案)】

動車の乗り入れ規制及び高山植生帯への歩行者の進入規制等利用者に対する誘導、規制措置を関係機関の協力のもとに適切に講ずる。

⑨　地域の環境の清潔の保持及び野生生物の生息環境や行動に影響を与えないよう、公園利用者、施設管理者、地元清掃団体等の協力により、美化清掃の徹底を図る。

（イ）羊蹄山管理計画区

・保護に関する方針

①　羊蹄山は眺望の対象として高い価値を持つことを踏まえ、山麓から山頂にかけての植物や地形等の一体的な保全を図る。

②　登山道沿線での登山者による高山植物の踏み付けや雨水による浸食等から、植生の保護が図られるよう関係機関と調整を図る。

・利用に関する方針

①　真狩口や半月湖等の利用拠点は、自然探勝等のための適切な施設整備を行うとともに利用者指導を推進し、自然とのふれあいの推進を図る。

②　避難小屋を含めた羊蹄山の望ましい登山利用のあり方を検討する。

③　関係機関等との連携を図り、公園利用者に対して多言語化を含めた的確な情報提供を行える体制作りに努める。

④　「ゴミ持ち帰り運動」を基本とした美化清掃活動の推進を図る。

（ウ）洞爺湖管理計画区

・保護に関する方針

①　当該地区特有の優れた景観となっている有珠山及びその周辺の火山地形及び火山現象を保全する。

②　洞爺湖の湖畔又は中島からの眺望において、前景となる湖畔林、有珠山、洞爺湖カルデラの景観を維持する。

③　洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

・利用に関する方針

①　関係機関が積極的に進めている洞爺湖と有珠山を活用した自然体験・滞在型観光を連携・協力して推進する。

②　特に市街化の進んだ洞爺湖温泉地区については、これ以上のスプロール化を抑制するよう関係機関と調整を図るとともに、地元の街づくりの動きと連携し地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、地区の修景緑化等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。

③　湖畔を含む洞爺湖の適正な利用を推進するため、関係機関と調整を進め、無秩序な

【現行管理計画】

第３　羊蹄山管理計画区

２　管理の基本的方針

（１）保護に関する方針

ア　羊蹄山は眺望の対象として高い価値を持つことを踏まえ、山麓から山頂にかけての植物や地形等の一体的な保全を図る。

イ　登山道沿線の植生の保護が図られるよう関係機関と調整を図る。

（２）利用に関する方針

ア　真狩口や半月湖等の利用拠点は、自然探勝等のための適切な施設整備を行うとともに利用者指導を推進し、自然とのふれあいの推進を図る。

イ　「ゴミ持ち帰り運動」を基本とした美化清掃活動の推進を図る。

第４　洞爺湖管理計画区

２　管理の基本的方針

（１）保護に関する方針

ア　当地区に残された貴重な自然である有珠山、洞爺湖の湖畔林、湖岸線及び中島の保護を図る。

イ　洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

（２）利用に関する方針

ア　当地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に留意しつつ必要な公園利用施設の整備及び再整備を図る。

イ　特に市街化の進んだ洞爺湖温泉地区については、これ以上の無秩序なスプロール化を抑制するよう関係機関と調整を図るとともに、地元の街づくりの動きと連携し地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、地区の修景緑化等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。

ウ　湖畔を含む洞爺湖の適正な利用を推進するため、関係機関と調整を進め、無秩序な

【新管理計画(原案)】

利用を防止するよう努める。

④　有珠山やその周辺で噴火、有毒ガスの発生、落石等の危険のある箇所においては、利用者の安全を確保するために適切な規制や誘導方法等について関係機関と検討する。

⑤　地区の美化清掃については、美化清掃実施団体による清掃活動が適正に行われるよう指導する。

⑥　関係機関等が連携・協力して、利用者に対して国立公園内外の施設も含めて、的確な情報提供が行える体制作りを推進する。

（エ）登別管理計画区

・保護に関する方針

①　登別の温泉市街地を取り巻く森林や火山地帯及び倶多楽湖カルデラ内側の自然環境の保全を図る。

②　北部の山岳地帯は、現在の自然環境の保全が図られるよう努める。

③　原生的な倶多楽湖の風致の保護及び清澄な水質の保全を図る。

・利用に関する方針

①　周囲の森林植生や火山地形を活用した自然体験・滞在型観光を地元と協力して推進する。

②　市街化の進んだ登別温泉街については、地元の街づくりの動きと連携して地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。

③　地獄谷や大湯沼周辺の有毒ガスの発生や転落、熱傷等の危険がある箇所においては、利用者の安全を確保するために適切な規制や誘導方法等を関係機関と検討する。

④　地区の美化清掃については、美化清掃実施団体による清掃活動が適正に行われるよう指導する。

⑤　関係機関等が連携・協力して、利用者に対して国立公園内外の施設も含めて、的確な情報提供が行える体制作りを推進する。

【現行管理計画】

利用を防止するよう努める。

エ　有珠山やその周辺で噴火、有毒ガスの発生、落石等の危険のある箇所においては、利用者の安全を確保するために適切な規制や誘導方法等について検討する。

オ　地区の美化清掃については、美化財団及び北海道の自然公園を美しくする会による事業が適正に行われるよう指導する。

第５　登別管理計画区

２　管理の基本的方針

（１）保護に関する方針

ア　登別の温泉市街地を取り巻く森林や火山地帯及び倶多楽湖カルデラ内側の自然環境の保全を図る。

イ　北部の山岳地帯については、できる限り現在の自然環境の保全が図られるよう努める。

ウ　倶多楽湖については、神秘的な湖の織りなす原始性に富んだ景観の保護及び清澄な水質の保全を図る。

（２）利用に関する方針

ア　当地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に特に留意しつつ必要な公園利用施設の整備を図る。

イ　地獄谷や大湯沼周辺の有毒ガスの発生や転落、熱傷等の危険がある箇所について、利用者の安全確保を図るための適切な規制や誘導方法等を関係機関と検討する。

ウ　公園施設の維持管理及び地区の美化清掃等については、美化財団による事業が適正に行われるよう指導する。

エ　市街化の進んだ登別温泉街については、地元の街づくりの動きと連携して地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。

【新管理計画(原案)】

【現行管理計画】

【新管理計画（原案）】

３ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

（１）特に配慮すべき風致景観及び自然環境

本公園は、活発な火山活動を続ける火山とカルデラ湖の景観を基調とする公園であり、２ 管理の基本方針による「将来目標」の達成に向けて、特に国立公園として配慮すべき風致景観及び自然環境を以下のとおり抽出し、対応方針を次のとおりまとめた。

（ア）樽前山

樽前山は比較的短時間で山頂まで到達可能でありながら、活火山の様相、世界的にも珍しい樽前山熔岩円頂丘、高山植物を見ることができること、また展望が良いこと等により、多くの登山者が利用している。山腹には高山植物の群生地が広がり、７合目から頂上までにかけてのエリアでは、約９０種の植物が確認されている。また、火山活動の活発化に伴い外輪山内側への立ち入りが規制されたことで、外輪山内の植生については回復傾向にある。

しかしながら、多くの登山者の利用により登山道の拡幅や荒廃、高山植物の踏み荒らし、ゴミ等の投棄といった課題が生じている。このため、関係各機関と共に現状及び課題について情報を共有し、今後の適正管理のあり方を検討する。

また、樽前山は、多くの登山利用が行われていることから、樽前山火山砂防事業の実施に当たっては、周辺の環境に十分配慮した工法を検討する。

（イ）恵庭岳

昭和４７年の札幌オリンピック冬季大会滑降競技の会場となった恵庭岳は、（財）日本体育協会によって、競技場跡地の復元工事が行われた。復元工事は、昭和４８年から５０年に植栽等の緑化工事が行われ、その後昭和６１年まで保育作業が行われた。今後は、必要に応じて関係機関とともにモニタリングの実施を検討する。

（ウ）羊蹄山

羊蹄山は独立峰であり、北海道では標高１５００ｍ以上の高山帯がある山では最も南に位置する山であることから分布の南限にあたる昆虫が多く見られる。植物では３７０余種が確認されており、高山植物帯を含む一帯は国指定天然記念物となっている。

また、植生の垂直分布が比較的明瞭であることも特徴の一つであり、山麓から山頂に至るまで広葉樹林帯、針広混交林帯、ダケカンバ帯、ハイマツ帯、高山帯（お花畑、ガレ場など）と変化する森林景観が見られる。

多くの登山利用者が訪れることから、登山道周辺の植生の保護に関係機関と共に努めるとともに、その美しい山容と森林生態系が維持されるよう、関係機関や学識経験者等と調整を図る。

（エ）有珠山とその周辺火山

有珠山は２０世紀に４回もの噴火をした活発な火山であり、噴火年代及び場所毎に噴火の痕跡となる地形や噴気現象及び植生の回復状況の移り変わり等が見られ、世界的にも貴

【現行管理計画】

４ 地域の開発、整備に関する事項

（２）一般公共施設

〈支笏湖・定山渓管理計画区〉

公園利用計画に含まれない各種開発整備にかかる事業は比較的少ない。現在進められている事業又は計画されている事業の中で、次の事業については、以下の方針により事業者等を指導する。

ア 豊平峡ダム及び定山渓ダム

昭和４７年に完成した豊平峡ダム及び平成元年に完成した定山渓ダムは、札幌市を貫流する豊平川の洪水調節、上水道用水の供給、発電等を目的とした北海道開発局直轄の多目的ダムである。

ダム湖周辺は風景が優れており、定山渓温泉の近くに位置しているため、ダム見学者や行楽客の来訪が多い。ダムの維持管理に当たっては、防災とこれらの利用者の安全、ダムサイトや湛水水域の修景緑化及び必要に応じて整備する管理施設等の風致景観への影響が少なくなるように配慮する。

イ 樽前山火山砂防事業

近年、噴火の危険性が懸念されている樽前山周辺において、崖崩れ、土石流、火砕流や火山泥流などの大規模な土砂災害を防止するため、総合的な火山砂防事業が計画されている。

樽前山は、山麓の支笏湖や苫小牧、白老方面からは美しい山容が望まれ、多くの登山利用が行われていることから、同事業の実施に当たっては、周辺の環境に十分配慮した工法を検討する。

ウ 恵庭岳滑降競技場跡地の植生復元工事

昭和４７年の札幌オリンピック冬季大会の会場となった恵庭岳で、（財）日本体育協会によって、滑降競技場跡地の復元工事が行われた。復元工事は、４８～５０年に植栽等の緑化工事が行われ、その後６１年まで保育作業が行われた。今後は、林相の回復状況について、必要に応じ関係機関とともに定期的な植生復元追跡調査の実施を検討する。

〈洞爺湖管理計画区〉

有珠山の治山や砂防施設の新設及び再整備に当たっては、風致への影響が少ない工法とするよう調整を図る。なお、南側火口原については、噴火後の植生や地形等の推移を見守る場として保存するよう調整を図る。洞爺湖温泉地区の都市計画施設の整備に当たっては、周囲の自然環境と調和した施設とするよう調整を図る。

重な地形地質資源とされている。一方、噴火後の災害復旧事業や地盤安定にかかる緑化事業によって噴火によって生じた地形や植生が一部変化している。

また、植生の回復によって園地等の利用者から変化した火山地形が望見しにくくなることが懸念されている。自然の植生遷移によって園地等の利用者から地形地質資源が望見できなくなる恐れのある場合等には、周囲の自然環境や利用状況を考慮した上で、その保全方法について学識経験者や関係機関と協議し、連携して維持保全の方法を検討する。

なお、緑化に際しては、有珠山周辺の植生に誘導できるように工法や緑化植物種の選定を検討する。

南側火口原については、噴火後の植生や地形等の推移を見守る場として保存するよう調整を図る。

今後、有珠山については噴火等が想定されることから、重要な地形地質資源について学識経験者等と協力して、関係機関や地元 NPO 等との情報の共有化を図る。

洞爺湖温泉地区の都市計画施設の整備に当たっては、周囲の自然環境と調和した施設とするよう調整を図る。

(オ)カルデラ湖の水質等環境保全

①支笏湖

公共用水域水質測定結果では例年トップクラスの水質を誇っており、下水処理施設の完備等、地域住民・自治体の努力により非常に良好な水質が保たれている。また、湖面での動力船規制により、閑静な湖水空間が保たれている。

今後もこの環境が維持されていくよう、関係機関とともに対応する。

②洞爺湖

昭和１４年に電源開発を目的として長流川から洞爺湖へ導水管が敷設され、これにより上流にある硫黄鉱山から強酸性廃水が洞爺湖に流入したため、昭和４５年にはｐＨは５．３まで低下し、湖に生息している生物は激減した。しかし昭和４７年から消石灰により硫黄鉱山廃水の中和処理を行っており、また昭和５２年、平成１２年の噴火による降灰によりｐＨは上昇し、現在はｐＨ７程度を推移している。

また、洞爺湖温泉地区や洞爺地区の下水道化により、近年では良好な水質が保たれている。

今後も洞爺湖の水質が保全されるよう関係機関に働きかける。

③倶多楽湖

公共用水域水質測定結果では、例年非常に化学的酸素要求量(COD)の数値は低く、また平成３年の自然環境保全基礎調査では透明度２２ｍと全国で２番目の結果であり、非常に良好な水質が保たれている。原生的な倶多楽湖は、流出・流入河川もなく神秘的な湖を構成していることから、今後も引き続き、この環境が維持されていくよう、関係機関に働きかける。

（２） 関連施策との連携

支笏洞爺国立公園における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけ

【新管理計画（原案）】

でなく各種関連法令やそれに基づく施策によって行われていることから、関係機関、ＮＰＯ、地域住民、研究者等の各主体の協力の下、さらに密接な連携に努め、効果的な推進を図る。

（ア）野生動植物の保護管理

本公園内では、一部地域を除き比較的動物の生息には厳しい環境ではなく、良好な自然環境が維持されているため、北方系の動物が数多く生息している。一方、エゾシカ等による自然植生への影響、特定外来生物をはじめとする外来生物の侵入・定着による生態系への影響が懸念されている。このため、関係機関等と連携し、野生動植物の保護管理に必要な施策の導入を図る。

①鳥獣保護区の指定・管理

本公園内では、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき７箇所の道指定鳥獣保護区が指定され、鳥獣の保護と生物多様性の確保が図られている。これらは、大規模な生息地として、また森林鳥獣の生息地、集団渡来地として設定され、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、特別保護地区においては、開発行為についても規制されている。

②エゾシカ対策

エゾシカの個体数は、近年増加を続けており、本公園内でも支笏湖地域を中心に道路上からも度々目撃されるようになっている。これに伴って、樹皮の食害による森林景観への影響が懸念されるほか、道路利用者の車とシカとの衝突事故等も発生している。このため、個体数や被害状況の推移を踏まえながら、必要に応じて鳥獣関係機関等と連携し対策を検討していく必要がある。

また、洞爺湖中島においては、昭和３２年から昭和４０年にかけて３頭のエゾシカが放獣され、その後爆発的増加と減少を繰り返している。その影響として食害により嗜好性の高い林床植生の衰退・消失が激しく、ハイイヌガヤ、ハンゴンソウなどの不嗜好植物を中心とした林床植生に変化している。

エゾシカ対策は昭和５０年代から関係機関からなる「洞爺湖エゾシカ対策協議会」により対策が図られており、自然環境調査、生息数調査及び計３回の間引きが行われた。エゾシカによる中島の森林植生への影響については、「洞爺湖エゾシカ対策協議会」での検討結果を踏まえ関係機関により対策が検討されている。

③特定外来生物の防除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている種については、本公園内では、支笏湖、洞爺湖でのウチダザリガニ、支

【現行管理計画】

〈洞爺湖管理計画区〉

7　地域の美化修景に関する事項

（２）修景緑化計画

ウ　エゾシカによる中島の森林植生への影響については、「洞爺湖エゾシカ対策協議会」での検討結果を踏まえ関係機関と対策を検討する。

笏湖や洞爺湖周辺の森林などでのアライグマ等が確認されている。また公園外の周辺では農家のビニールハウス栽培が多く見られ、セイヨウオオマルハナバチの国立公園内への侵入が懸念される。今後、特定外来生物の公園内の侵入が確認された場合は、必要に応じて防除活動を実施する。

ウチダザリガニについては、支笏湖、洞爺湖においてグリーンワーカー事業及び防除従事者による駆除作業を行った。また、アライグマ及びオオハンゴウソウについても支笏湖周辺においてグリーンワーカー事業を実施した経緯がある。在来種により微妙なバランスを維持している生態系の保全のため、地域住民に対し、外来生物の脅威と判別法の周知を進める等普及啓発に努めると共に、分布状況についてモニタリングを行い、関係機関と連携し防除等対処を行う。

（イ）文化財保護法に基づく自然保護施策

本公園内には、国指定特別天然記念物の「昭和新山」、国指定天然記念物の「後方羊蹄山の高山植物帯」と「登別原始林」、道指定の天然記念物「樽前山熔岩円頂丘」がある。指定された天然記念物は、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには文化庁又は北海道教育委員会の許可が必要となる。利用者の立入により自然環境に影響がある場合等について、必要に応じ関係機関と連絡・調整を図る。

（ウ）森林法等に基づく森林の保護施策

本公園内には林野庁所管の国有林野が９割を占め、また公有林や民有林もある。
林地の多くは保安林に指定されており、樹木の伐採や土石の採掘、土地の形質変更の行為に制限がある。

オコタンペ湖を含む一帯は、漁岳周辺森林生態系保護地域が設定されており、自然生態系の保全が図られている。なお、平成１６年の１８号台風による支笏湖周辺の被害地の森林復旧のための植林が行われている。

(エ)景観法施策との連携

「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、国立公園の景観の保護について連携を図る。

（３）一般公共施設との調整

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行う。

【新管理計画(原案)】

４　適正な公園利用の推進に関する事項

（１）公園事業施設の利用及び維持管理

・公園事業となり得る一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、公園事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行う。

＜支笏湖・定山渓管理計画区＞

・公園事業施設

① 園地・野営場等利用

今後の公園事業施設の整備に当たっては、自然とのふれあいや自然への理解を深めるために、情報の提示やガイド等の育成、体系的な周遊プランの作成、といったソフト的対応と平行して、関係機関と共に解説施設等の充実に重点を置き、地域一体となって当該地区の魅力を紹介し、その自然環境等について楽しみながら学習できるよう努める。

特に園地や野営場、歩道においては、目的等に応じて周辺の自然環境の雰囲気を考慮した規模・外観により標識類の整備を進める。

千歳、苫小牧、札幌方面から続く自転車道については、快適で安全な自転車道とするため、今後も適切な維持管理を行う。

また、施設更新の際には、ソーラーパネルやヒートポンプ等温暖化対策等の環境配慮について積極的に対応する。

② 登山道利用

高山植物の盗採や本来自生しない植物(コマクサ)の持ち込み（樽前山）、写真撮影や高山植物等をみるための登山道外への逸脱、すれ違いざまの登山道外への逸脱、軽装や無理な行程での登山といった問題が確認されている。

関係各機関と共に登山口での情報提供はもちろんのこと、ビジターセンターや地域の商店、宿泊施設、ホームページ等も活用しての情報提供及び普及啓発を進める。

【現行管理計画】

４　地域の開発、整備に関する事項

＜支笏湖・定山渓管理計画区＞

（１）自然公園施設

自然公園施設のうち、支笏湖温泉の環境庁所管地にかかる公園利用施設は環境庁の直轄事業で、その他の地区にかかるものについては、環境庁の補助を受けた北海道の事業又は千歳市の単独事業等で整備が行われている。

これらの整備は、公園計画及び公園事業決定事項に基づき、その施設の必要性、緊急性に応じ実施されるが、主要利用地区にあっては、次の方針により整備が進められるよう関係機関との連絡調整を図る。

ア　支笏湖集団施設地区

（ア）湖畔園地、歩道網を整備し、樹林や湖水にふれることのできる場の確保を積極的に推進する。

（イ）営林署旧森林事務所跡地の活用について地元の意向を踏まえ検討する。

（ウ）千歳川の山線鉄橋の架け替えについては、現在、千歳市が工事を施工中で、平成９年度完成予定であり、支笏湖温泉地区のランドマークのひとつとして、適切な維持管理を図る。

（エ）国道４５３号線より分岐し、支笏湖畔国民休暇村へ至る取付け道路については、幅員も狭く、線形も悪い等の問題を抱えており、安全な車両通行ができるよう道路改良について検討する。また、千歳市により新たに休暇村へ至る道路の整備が進められている。

（オ）支笏湖畔国民休暇村地区については、宿舎、園地等の施設の整備充実を図るとともに自然とのふれあい促進のための歩道、解説板等の施設の整備を図る。

イ　定山渓地区

（ア）温泉街の街路整備、豊平川沿いなどの散策路、園地の改良整備及び緑地の確保等快適な街並み整備や環境整備のための施設整備を推進する。

（イ）利用者のニーズに対応し、自然を損なわない範囲において、運動施設等の整備を図る。

ウ　豊平峡地区

札幌市が整備した自然歩道の改良整備を図る。また、札幌市の「定山渓自然の村」（野営場）については、周辺の歩道と有機的な結びつきに配慮しつつ、豊平峡地区の自然とのふれあいの拠点施設として整備を図る。

エ　ポロピナイ地区

水辺利用の拠点として整備を図るが、水面を含めた本地区の良好な自然環境に配慮した施設整備を図る。

オ　美笛地区

多様な自然環境を生かした自然観察利用を主体に、野営利用、水辺利用及び休憩利用等を図るために必要な施設整備を図る。なお、整備に際しては、周辺の風致景観及び水面を含めた野生生物の生息環境の維持に留意する。

【新管理計画(原案)】

＜羊蹄山管理計画区＞

・ 公園事業施設

当地区の利用は、４箇所の登山口からの登山と真狩口、半月湖（倶知安口）での野営、自然探勝、ピクニック等が主なものとなっている。今後もこの利用形態を踏まえながら、既存施設の充実と再整備に重点を置くものとする。

①登山道利用

羊蹄山の登山道は山麓の真狩口、倶知安口、京極口、喜茂別口の４箇所の登山口からほぼ直線的に山頂部へ至り、標高毎の植生や眺望の変化を探勝できる。また頂上は大小の火口の縁が登山道となっており、高山植物が鑑賞できる。

一般の登山者では登り５～６時間、下り４～５時間を要し、時間的体力的に厳しい登山コースとなっているものの、登山に関する知識や羊蹄山に見合った体力や装備を持たない登山者が多い現状にある。９合目に位置する避難小屋では緊急時の避難以外だけでなく休憩や宿泊拠点として多く利用がなされている。そこで、各登山口において適切な情報提供を図るとともに、近年増加している外国人登山者に対応するため情報の多言語化を進める。

避難小屋の老朽化に伴う建て替えについては、羊蹄山全体の登山利用とも密接に関連するため、小屋の規模や機能だけでなく登山利用のあり方や対応策を関係機関等と検討する必要がある。

登山道の一部には拡幅や浸食が起きていることから、自然保護監視員等と連携してその概況把握に努め、被害状況や危険箇所については関係自治体との情報共有を図る。また登山道からの踏み込み、高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ等)の持ち込みがされぬよう掲示等による注意喚起を行うとともに、関係自治体や自然公園指導員、自然保護監視員等とともに自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

②キャンプ、散策探勝

真狩口には、登山及びキャンプを楽しむ目的の野営場、多目的の運動場、周囲の動植物を解説している森林学習展示館がある。また倶知安口では半月湖を周回する散策路と登山目的の野営場がある。

利用者が静穏な環境の中で自然を鑑賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設の充実に努める。

【現行管理計画】

＜羊蹄山管理計画区＞

この地区の利用は、４ヶ所の登山口からの登山と真狩口、半月湖（倶知安口）での野営、自然探勝、ピクニック等が主なものとなっている。今後もこの利用形態を踏まえながら、既存施設の充実と再整備に重点を置くものとする。

【新管理計画(原案)】

＜洞爺湖管理計画区＞

・公園事業施設

今後の公園事業施設の整備に当たっては、自然への理解とふれあいを深め、地域の目指す滞在型利用を推進するため、徒歩や自転車で回れる探勝路、園地、解説施設等の整備に重点を置くように努める。特に各地区を歩いて巡るフットパスルートや洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想にかかるサテライト施設の統一的な標識類の整備を協力し、地域が一帯となって歩いて楽しめる地域づくりを関係機関と連携して取り組む。

北海道洞爺湖サミットを契機とした省エネルギーや木質バイオマスを積極的に活用した環境配慮型施設や交通手段の低炭素化を推進し、環境配慮先進事例となりうる自然公園のあり方を検討する。

また、洞爺湖の湖上利用については、新たに公共的な係留施設の整備を検討する等適正な湖上利用の促進について関係機関と連絡調整を図る。

＜登別管理計画区＞

・ 公園事業施設

洞爺湖地区と同様に地域の目指す滞在型利用の推進の一助となるよう、温泉地周辺の優れた自然環境を活用し、利用者の自然とのふれあいを促進するための散策歩道や園地、解説施設等の整備に重点を置くものとする。

市街化の進んだ登別温泉街については、南北に貫く道々のバイパス道路と泉源公園を中心に、間欠泉などの温泉に気軽に触れあえる施設の充実を図り、地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適で温泉保養地らしい魅力づくりに努める。道路のカラーブロック化や擬木街路灯の整備、店舗の色彩や形態の統一等街の整備が進められており、今後もこれに積極的に協力し関係機関に指導助言を行うとともに、河川敷や公共施設敷等を活用して、積極的に緑化修景が図られるよう働きかける。また、地獄谷や大湯沼等の火山現象や地獄現象、独特の優れた植生を探勝するための園路等の整備及び大湯沼と温泉街と結ぶルートの設定及び維持管理等について関係機関と取り組む。

【現行管理計画】

＜洞爺湖管理計画区＞

（１）自然公園施設

今後の自然公園施設の整備に当たっては、地域の目指す滞在型利用を推進する意味も含め、自らの足で歩き、直接自然とのふれあいや自然への理解を深めるための探勝路、園地、解説施設等の整備に重点を置いて実施するよう努める。

特に洞爺湖温泉地区においては、道々の歩道拡幅や道々及び町道への街路樹植栽、宿舎前庭の整備、湖畔園地への植栽、四十三山の歩道の再整備等を進め、地区を巡る散策ルートの設定や標識類の整備を実施する等地域が一帯となって歩いて楽しめる街づくりを推進するよう関係機関に働きかける。また、洞爺湖の湖上利用については、近年増加しつつある持ち込みボートに対して、新たに公共的な係留施設の整備を検討する等適正な湖上利用の促進について関係機関と連絡調整を図る。

＜登別管理計画区＞

洞爺湖地区と同様に地域の目指す滞在型利用の推進の一助となるよう、温泉地周辺の優れた自然環境を活用し、利用者の自然とのふれあいを促進するための散策歩道や園地、解説施設等の整備に重点を置くものとする。特に登別地区では、温泉街の中においては道々のカラーブロック化や擬木街路灯の整備、店舗の色彩や形態の統一等街の再整備が進められており、これに積極的に協力し指導助言を行うとともに、地獄谷や大湯沼等の火山現象や地獄現象、独特の優れた植生を探勝するための園路等の整備及び大湯沼と温泉街と結ぶルートの設定について関係機関に働きかける。

また、当地区内では北湯沢地区の道々（北湯沢蟠渓線）の付け替え、白老町と大滝村を結ぶ道々（白老線）の整備等主要利用道路の大きな改良や整備工事が進行中であり、完成後には各地区の利用動向に大きな影響を及ぼすことが予想されるので、各地区における公園利用施設の整備について、関係機関と調整を図る。

【新管理計画(原案)】

（２）利用の制限・誘導

（ア）プレジャーボート等の乗り入れ

支笏湖においては平成１８年度より、湖全域での動力船の乗り入れ規制が行われ、規制以前と比べ、格段に閑静で神秘的な湖となった。今後は許可要件を満たした動力船や適用除外の動力船についても、さらに対応が可能か関係者と共に検討をしていく。

洞爺湖においては、プレジャーボートの利用にかかる騒音や悪質な運航、事故防止への対策として、「洞爺湖町水上レジャー対策協議会」及び「壮瞥町町水上レジャー対策協議会」にて運航のローカルルールを定め、秩序ある湖面利用が図られるようその周知と遵守活動を行っている。今後はルールの徹底が図られるよう、必要に応じて同協議会と協力する。

倶多楽湖ではその良好な水質を保全するため、動力船は安全上及び漁業に伴う場合を除き使用しないよう関係団体に指導する。また、プレジャーボートの持ち込みや釣り等の湖面利用の規制について検討する。

（イ）湖岸の適正利用

洞爺湖の湖畔林や湖岸園地では、近年無秩序な自動車の乗り入れや野営による踏み荒らし、ゴミの散乱が目立っているので、この防止対策について「洞爺湖遊漁船対策協議会」等において検討を進める。

また、プレジャーボート等を利用して野営場指定地以外でのキャンプやバーベキューの実施、違法な小屋や桟橋の設置、長期間にわたるボートの放置等が行われ、一般利用者に不快な印象を与えるとともに風致上の支障もあるので、その規制や秩序ある利用の推進について「洞爺湖適正利用推進連絡協議会」等において関係機関と協力を図りながら必要な対策を講じる。

（ウ）スノーモービルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物被害等を防止するため、無意根山、樽前山及び羊蹄山が乗入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力のもと、パトロール、標識設置や広報活動を行う。

（エ）　ゴミの持ち帰り

ゴミの散乱や残飯の放置等は、野生動物に悪影響を及ぼすことから、歩道や登山道でゴミの収集管理ができない場合にはゴミ箱は設置せず、看板の設置や利用者への指導により、関係機関と連携して、利用者に対しゴミの持ち帰りを促す。

また、ゴミが放置されていることにより、さらなるゴミの投棄が誘因されることのないように努める。

（オ）ストックキャップの使用の徹底

【現行管理計画】

６　利用者の指導等に関する事項

＜支笏湖・定山渓管理計画区＞

（２）利用者の規制

ア　自動車の利用規制

本地区は大都市に近く、自家用自動車による公園利用が多いことから、適正な自動車の誘導と駐車場の管理は公園の適正利用上重要である。主要利用地区においては、適切な規模の駐車場を整備するとともに、園地、湖岸、歩道等に自動車が乗り入れしないよう、注意標識や車止め等の設置等を講ずる。さらに、一部の駐車場においては、車の暴走行為を阻止するため夜間閉鎖の措置を講ずる。

樽前山について、登山シーズンの週末には混雑し、交通渋滞を来しているので、関係機関とともに、その対策について検討する。

イ　植生保護のための立入規制

樽前山の登山道一帯は、イワブクロ、コメバツガザクラ等貴重な高山植物が生育しているが、登山者による踏圧や砂礫の崩落により、植物群落の消失がみられる。このため、登山道の一部付け替え、保護ロープ柵等の設置等の対策が講じられているほか、苫小牧市では七合目ヒュッテに管理人を置き、植物の保護監視に当たっている。今後は、ボランティアグループによる支援体制も受け、官民一体の保護監視体制づくりについて関係機関と検討する。

定山渓地区の無意根山、札幌岳、空沼岳等の山岳においても、踏圧による高山植物や湿性植物の消失がみられるため、保護対策について検討する。

ウ　湖面利用の適正化

支笏湖における原動機付きボートの利用は、昭和５０年代までは釣魚用で占められていたが、ヒメマスの減少に伴い釣舟は激減し、これに変わって、水上バイクの湖面利用が増大している。静穏な環境の保持及び事故防止の観点から、各地区毎の利用形態を把握し、適正な湖面利用のルールづくり等適正化対策を関係機関と検討する。

エ　スノーモービルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物被害等を防止するため、無意根山、樽前山が乗入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力により、必要に応じ標識設置や広報活動を行う。

（３）利用者の安全対策

樽前山火口原には、硫気や蒸気の噴出口があり、立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配意する。

＜羊蹄山管理計画区＞

（２）利用者の規制

ア　植生保護のための立入規制

高山植物群落の踏み荒らしを防止するため、高山帯においては歩道以外への立入を

【新管理計画(原案)】

近年登山、トレッキングでのストックの使用が増えているが、ストックの尖端が鋭利であり、登山道、探勝路等の路面を削ったり、丸太階段等に傷を付け施設を痛めることとなるため、登山道等施設の保全と周辺植生の保護のためストックキャップのないストックを使用しないよう普及啓発を図る。

（カ）植生の保護

高山植物群落の盗掘や踏み荒らしを防止するため、高山帯においては特に歩道以外への立入を禁止するよう関係機関と調整を図る。

（キ）利用者の安全対策

火山活動の活発な樽前山、有珠山、地獄谷とその周辺では噴火、硫気や蒸気の噴出、落石等から利用者の安全を確保するため、常に調査研究機関及び関係機関等からの情報の収集に努めるとともに、適切な規制や誘導方法、防護設備等について検討する。

特に有珠山は平成１２年の噴火から９年を経過し、現在活動は沈静化してはいるものの極めて活動的な火山であり、噴火以外にも有毒ガスや土砂崩壊、泥流の発生等の危険性が高い。今後の噴火に備え有珠山火山防災マップを参考に、公園利用者等の避難誘導等、火山災害への対応を準備していく。

落石、転落等の危険のある個所には、安全柵や立入防止柵、注意標識を設置する等利用者の安全確保のための対策について関係機関と調整を図る。

（ク）新たな利用形態への対応

近年、本国立公園の周辺では登山道でのマウンテンバイクの走行やトレイルランニングといった新たな利用形態がみられる。これらについて本公園内では、一般利用者の散策や登山利用の妨げ、植物の踏み荒らし、登山道路面の損傷等の恐れがあることから、関係機関等と協力して、必要に応じ利用規制の注意指導や周知広報を行う。

【現行管理計画】

禁止するよう関係機関と調整を図る。

イ　スノーモービルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物への被害等を防止するため、羊蹄山管理計画区の大部分が乗り入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力により、必要に応じ標識設置や広報活動を行う。

（３）利用者の安全対策

登山道沿いで、落石、転落の危険のある個所には、注意標識を設置する等登山者の安全対策について関係機関と調整を図る。

＜洞爺湖管理計画区＞

（２）利用者の規制

ア　湖畔林や湖岸園地では、近年無秩序な自動車の乗り入れや野営による踏み荒らし、ゴミの散乱が目立ってきているので、この防止対策について「洞爺湖遊漁船対策協議会」等において検討を進める。

イ　湖岸では、毎年のヒメマス釣り解禁期間中に一部の釣り客による小屋掛けや、違法桟橋の設置、長期間にわたるボートの放置等が行われ、一般利用者に不快な印象を与えるとともに風致上の支障も大きいので、その規制や秩序ある利用の推進について関係機関と検討を進める。

ウ　近年増加している持ち込みボートやヨットによる利用について、安全で秩序ある利用を進めるため、その受け入れや監視体制、安全対策等について「マリンスポーツ等に関する事故防止対策会議」において検討を進める。

（３）利用者の安全対策

有珠山は噴火後１５年を経過し、現在、活動は沈静化してはいるものの極めて活動的な火山であり、噴火以外にも有毒ガスや土砂崩壊、泥流の発生等の危険性が高い。また、昭和新山は現在も活発な硫気や蒸気を噴出している。このため、常に調査研究機関やその他関係機関からの情報の収集に努めるとともに、危険個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配意する。

＜登別管理計画区＞

（２）利用者の規制

倶多楽湖の水質を保全するため、レジャーボートの持ち込みや釣り等の湖面利用の規制について検討する。

（３）利用者の安全対策

地獄谷や大湯沼は爆裂火口跡であり、硫気や蒸気の噴出、熱湯の湧出等から利用者の安全を確保するため、常に調査研究機関及び関係機関からの情報の収集に努めるととも

【新管理計画(原案)】

（３）普及啓発

（ア）環境教育の場の提供

①　国立公園の中にある火山、森林、湖沼、典型的な地形地質が観察できる場所等において、周遊型観光にとどめることなく自然に対する理解を深められる適地には、その特徴等を示す解説板や誘導標識などの必要な施設の設置を検討する。

②　国立公園の多様な自然景観が、地域の担い手育成のための学習の場として活用されるよう条件整備を行う。

（イ）関係機関等との連携の強化

①　植物の開花状況、多様な自然環境を訪れる野鳥や渡り鳥の飛来状況等の様々なリアルタイムの自然環境情報を一体的に発信できるよう、関係機関、パークボランティアや自然公園指導員等が連携し、それらの情報を集約する。また、公園利用に係る課題についても共有化し、解決に向けた地域ルールの策定等連携して対処する。

②　集約した情報や関係機関の調整による地域ルールは、現地のビジターセンター等で発信するほか、道の駅、観光協会、旅館組合、地域広報誌等を通じて広く公園利用者に情報提供できるよう協力を求める。また、支笏洞爺国立公園のホームページにも掲載する等、幅広く発信するよう努める。

③　ビジターセンターのない地域では、昭和新山パークサービスセンター、登別パークサービスセンター、羊蹄山真狩口の森林学習展示館に、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実を図るよう協力を求める。

④　洞爺湖有珠山周辺地域は、地形や地質、火山活動の痕跡などの自然資源を保全し、地球科学の普及と教育を行ってジオツーリズムによる地域振興に活用するジオパークの認定申請がされている。今後、本公園と関連のある取り組みについては、洞爺湖周辺地域エコミュージアム連絡協議会と協力し連携を図る。

（ウ）自然観察会等の環境教育に資するソフトの充実

①　「自然に親しむ運動」の期間を中心に、関係機関と協力しながら、自然観察会を実施する。その際には、観察テーマによりバリアフリーの精神を取り入れた自然観察会の実施にも努める。

②　パークボランティアやビジターセンタースタッフによる自然解説やセルフガイドパンフレットなどを通じて、公園利用者に対する普及啓発に努める。また、パークボランティア相互に研鑽が図れるよう研修活動を支援する。

③　学校教育活動、社会教育活動をはじめ、他機関が実施する自然に親しむ活動や人材育成活動等に積極的に協力する。

（エ）外国人利用者への対応

北海道洞爺湖サミットの開催の経験を活かして、展示や標識類、パンフレット等について、英語をはじめ近年増加している東アジア圏も含めた多国語表記の推進を図る。

特に登山や自然探勝など野外での事故防止や緊急時に対応できるよう注意標識や案内標識には配慮する。

【現行管理計画】

に、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配意する。

６　利用者の指導等に関する事項

＜支笏湖・定山渓管理計画区＞

（１）自然解説に関する事項

支笏湖ビジターセンターは、本公園を訪れる利用者に対し、自然情報の提供、利用マナーの指導等を実施するとともに、観光案内等も行っており、公園利用上重要な役割を果たしている。これらの機能をさらに強化させるために、展示物、映像ソフトの拡充及び頒布印刷物等の充実を図る必要がある。

また、ビジターセンターを中心にして、自然探勝歩道網や自然解説板、樹名板等の整備を図るとともに、野外での自然観察会の企画、実施を図り、公園利用者に対する自然解説の機会の充実を図るものとする。

さらに、他の主要利用地区や興味地点においても、自然探勝歩道や自然解説板等を整備し、公園利用者の利便に供する。

＜羊蹄山管理計画区＞

（１）自然解説に関する事項

ア　関係機関、関係団体との連携を強化し、自然解説に関する資料の収集や手法の蓄積を図る。

イ　真狩口の森林学習展示館に、ビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。

ウ　参加者の対象を広げるため、行事の開催や広報の方法等について検討するとともに、半月湖等自然観察適地としての対象地を広げていくことを検討する。

＜洞爺湖管理計画区＞

（１）自然解説に関する事項

ア　当地区での自然とのふれあいを積極的に推進するため、各園地にその地区の自然環境等を解説する解説板等の整備充実を図る。また、「自然に親しむ運動」期間を中心に自然観察会等を開催するよう関係機関に協力を求める。

イ　昭和新山美化センターについては、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実に努めるよう指導する。

ウ　火山科学館にビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。

＜登別管理計画区＞

（１）自然解説に関する事項

ア　この地区での自然とのふれあいを積極的に推進するため、各園地にその地区の自然環境等を解説する解説板を設置するよう指導する。また、今後「自然に親しむ運動」期間を中心に自然観察会等を開催するよう関係機関に協力を求める。

イ　登別美化センターについては、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実に努めるよう指導する。

【新管理計画（原案）】

【現行管理計画】

5　公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項

（１）支笏湖・定山渓管理計画区

（ア）許可、届出等取扱方針

・特別地域に係る取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成１７年１０月３日付け環自国発第０５１００３００１号）第６に規定するとおり、自然公園法施行規則第１１条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成１２年８月７日付け環自国第４４８－３号）において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる「特定地域における特定行為の認定」によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取　扱　方　針	
１　工作物 （１）建築物	全域	①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。 ②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料を使用する場合はこの限りではない。 ③外壁の色彩 クリーム色、こげ茶色、灰色などの中間色又は自然材料を生かしたものとし、落ち着いた外観とする。 ④修景緑化等 敷地内の空地は、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する樹木を使用するか困難な場合には道内産自生種の樹木（以下「地域又は道内産樹木」という。）等により修景緑化を行う。 ⑤その他 複数以上の建築物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。	①屋根 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。 ②屋根及び外壁の色彩 屋根の色彩は赤褐色又はこげ茶色系、外壁の色彩は白色、灰色系、クリーム色系などの中間色又は自然材料を生かしたものとし、落ち着いた外観とする。 ただし、増築及び改築の場合には、既存部分との調和にも配慮する。 ③敷地内の空地は、可能な限り郷土産樹木等により修景緑化する。 ④複数以上の建物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。
（２）道路	全域	①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 ②線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。 ③法面は、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物を使用するか困難な場合には道内産自生種の植物（以下「地域又は道内産植物」という。）等による緑化を行う。 ④廃道敷地等については、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。	①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から展望されないよう配慮する。 ②法面は張芝等により緑化するとともに、廃道敷地等については当該地に生育する樹木と同種の樹木等により修景緑化する。
（３）電柱	全域	①電線路は主要道路のうち風致の保護上重要な区間（支笏カルデラ内の支笏湖岸付近、札幌中山峠線の中山峠付近等）及び公園利用上重要な園地、舟遊場、野営場の施設区においては既存電線路の新改増設等において、極力地下埋設とする。	①電線路は、主要道路のうち風致の保護上重要な区間（支笏カルデラ内の支笏湖岸付近、札幌中山峠線の中山峠付近等）及び公園利用上重要な園地、舟遊場、野営場等の施設区においては極力地下埋設とする。 ②電柱の色彩は、灰白色又はこげ茶色とする。

（１）許可、届出等取扱方針

ア　特別地域に係る取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成６年９月３０日環自計第１７３号・環自国第５３８号）、「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和４９年１１月２０日環自企第５７０号）及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」（昭和５６年３月１６日環自保第３号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

【新管理計画（原案）】			【現行管理計画】
		②電柱の色彩は公園利用施設から望見される場合はこげ茶色とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致に調和するデザインの場合はこの限りではない。 ③架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。	
（４）アンテナ 送受信用鉄塔	全域	①共架可能なものについては共架を指導する。 ②極力公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。鉄塔の色彩は、原則こげ茶色、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。	
（５）河川、治山及び砂防施設等	全域	①公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧張りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。 ②施設設置に当たっては、極力生態系への影響を軽減するよう努める。 ③斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化方法については、地域又は道内産植物により緑化を行うよう努める。ただし、地域又は道内産植物による早期緑化が困難な場合は、原則として将来的に地域又は道内産植物に置換されるような緑化に努める。	主要道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、原則として自然石（化粧貼りを含む。）又は自然石に模したブロック等を使用する。
（６）その他の 工作物	全域	色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。	
2　木竹の伐採	全域	①地域の施業方針に則り、今後とも豊かな森林景観が保全されるよう配慮する。 ②主要な利用拠点及び道路沿線においては、自然林の保全や人工林の複層林化等による風致に配慮した森林施業を実施する。	①木竹の伐採に当たっては、地域の施業方針に則り、今後とも豊かな森林景観が保全されるよう配慮する。 ②主要な利用拠点及び道路沿線においては、自然林の保全や人工林の複層林化等による風致に配慮した森林施業を実施する。
3　鉱物の採取及び土石の採取	全域	①業として行う大規模な鉱物の掘採及び土石の採取は認めない。 ②①以外の場合において、採取に当たっては周辺土壌、流域河川及び湖沼へ土砂や有害物質等が流出しないよう十分配慮する。	業として行う大規模な鉱物の掘採及び土石の採取は認めない。
4　広告物	全域	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の風致の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。 ①設置個所 ア　原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。 イ　施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点等に誘導標の設置を認めるが、多数設置される場合は、集合看板とする。 ウ　屋根への設置や表示は認めず、壁面表示についても極力最小限となるよう指導する。 ②要件 ア　色彩は、原則としてこげ茶色に白文字を基調とする。ただし、関係行政機関が設置する案内看板及び解説看板に関してはこの限りではない。 イ　極力自然材料（木材又は石材）を用い、地域の自然と調和	①独立看板は、可能な限り木材又は石材を主体にする。 ②屋根への設置や表示は認めず、壁面表示についても極力最小限となるよう指導する。 ③指導標等の色彩は、こげ茶色の地に白文字を基調とする。

【新管理計画（原案）】

		するデザインとする。 ③その他 老朽化等により安全の確保に支障を来すもの、掲示内容が読みづらくなったものについては、撤去等を指導する。
5　水位水量の増減	支笏湖	支笏湖の水は、明治４３年に王子製紙（株）の千歳第１発電所が完成して以来、滝の上の取水堰により、発電、潅漑、養魚等の用水として利用されている。これらの行為については、湖水域の景観保持のため、関係機関と緊密な連携を図る。

・普通地域に係る取扱方針

行為の種類	地区	取　扱　方　針
1　工作物 （1）建築物	定山渓	前記「特別地域に係る取扱方針」の「建築物」と同様の取扱いとする。 ①建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。 建ぺい率(%)　容積率(%) 市街化区域商業地域　８０　４００ 上記以外の地域　６０　２００ （建ぺい率及び容積率は建築基準法による。） ②建築物の高さは３０ ｍ以下とする。ただし、既存建築物の高さが３０ｍを越えているものについては、現状以下とする。 ③大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、パラペット等を設置するなど風景保護上の違和感を軽減するよう努める。

【現行管理計画】

水位水量の増減
支笏湖の水は、明治４３年に王子製紙（株）の千歳第１発電所が完成して以来、滝の上の取水堰により、発電、潅漑、養魚等の用水として利用されている。これらの行為については、湖水域の景観保持のため、関係機関と緊密な連携を図る。

イ　普通地域に係る取扱方針

前記「特別地域に係る取扱方針」の「建築物」と同様の取扱いとする

①建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。
建ぺい率（%）　容積率（%）
市街化区域商業地域　８０　４００
上記以外の地域　６０　２００
（建ぺい率及び容積率は建築基準法による。）
②建築物の高さは３０メートル以下とする。
③大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、パラペット等を設置するなど風景保護上の違和感をなくすよう配慮する。

【新管理計画（原案）】

（イ）公園事業取扱方針
事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成１７年１０月１日付け環自国発第０５１００１００１号）第１０によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア　共通事項
スキー場事業を除く各事業において、建築物は前記 ５、（１）、（ア）、１、（１）建築物と同様とする。
また、宿舎事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和５７年５月７日環自保第１３８号）による。

イ　支笏湖集団施設地区

事業の種類	取　扱　方　針
1　宿舎	支笏湖の湖畔では最大の収容力を有しており、老朽化した施設も多い。 地区全体の風致保護を考慮し、湖畔において落ち着いた雰囲気を維持しつつ施設の改善及び充実を図る。 建築物の高さを１３ｍ以下とし、湖畔側の修景植栽について特に配慮するとともに温暖化対策等に努める。 また、有限である温泉資源の利用に当たっては、有効に活用するよう努める。
2　園地	当園地は支笏湖地区を訪れる利用者にとって入口部分にあたる。 集団施設地区計画に基づき、公共の園地、園路、広場、緑地等を整備する。その際、静かな佇まいを維持しながらビジターセンターと一体的に園地全体を魅力的な自然学習の場として利用可能なように解説板等の適切な配置及び親水性に配慮した整備に努める。展望地においては展望確保の維持管理に努める。 また、付帯施設に関しては温暖化対策等への対応に努める。
3　野営場	支笏湖南東に位置するモラップ地区内にある環境省の野営場である。水辺利用や自然観察をゆったりと楽しむことができる拠点づくりを進めていくため、さらに適切な維持管理を行う。
3　駐車場	支笏湖周辺で最大規模の駐車場である。 敷地内の緑化及び適切な維持管理と共に、利用者に快適な利用環境を提供するよう努める。
4　給油施設	商標の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は周辺自然景観との調和に配慮する。
5　船舶運送施設	支笏湖温泉を基地に、遊覧船による湖半周コースを運行し、さらにモーターボートによる遊覧や貸しボートなどの事業を行っている。利用者のニーズに対応し、静穏で原生的な支笏湖のイメージを損なわないよう配慮しつつ、必要な船舶、施設の整備を図り、モーターボート利用の拡充は極力抑える。 建築物の高さは１０ｍ以下とする。

【現行管理計画】

（２）公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」（平成６年９月３０日環自計第１７４号・環自国第５４１号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

支笏湖宿舎
支笏湖地区では最大の収容力を有するが、老朽化した施設も多い。地区全体の風致保護を考慮しながら、個々の施設において、施設の改善及び充実を図る。建築物の高さを１３メートル以下とし、湖畔側の修景植栽について特に配慮する。
建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。
付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和５７年５月７日環自保第１３８号）による。

支笏湖園地
集団施設地区計画に基づき、公共の園地、園路、広場、緑地等を整備する。なお、整備に当たっては、親水性に配慮する。付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。

モラップ野営場
支笏湖の南東に位置する千歳市市営の野営場である。再整備が進められており、今後、（財）国民休暇村協会が管理運営を行う。全体についてさらに施設の整備充実を図り、水辺利用も含め自然とのふれあいの場として拠点づくりを進める。

支笏湖駐車場
当面、既存施設の維持改良を図る、また、歩行者、車両の適切な利用動線を考慮しつつ、駐車場の再整備について検討する。
付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。

支笏湖給油施設
商標の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は自然景観との調和に配慮する。
付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。

支笏湖船舶運送施設
支笏湖温泉を基地に、遊覧船による湖半周コースを運行し、さらに、モーターボートによる遊覧や貸しボートなどの事業を行っている。利用者のニーズに対応し、静穏で原始的な支笏湖のイメージを損なわないよう配慮しつつ、必要な船舶、施設の充実を図り、モーターボート利用の拡充は極力抑える。付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様の取扱いとするが、高

		さを１０メートル以下とする。
6　給水施設	支笏湖の湖畔では最大の収容力を有する宿泊施設をはじめ各利用施設に給水し、施設の充実を図ってきており、今後とも適切な維持管理を図る。	支笏湖給水施設 地区内の需要増大に対応し、施設の拡充を図る。 付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。
7　排水施設	支笏湖及び千歳川の良好な水質を今後とも維持管理するため、施設の適切な維持管理を行う。	支笏湖排水施設 支笏湖及び千歳川の良好な水質を今後とも維持するため、施設の適切な維持管理を図る。 付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。
8　博物展示施設	支笏湖を訪れる利用者に対し、主に当地域の自然情報を中心に人文・観光に関する情報を提供するセンターである。関係機関や地域とも協力しながら自然解説及び普及啓発活動の拠点として、サービス向上等ソフト面での対策を強化する。また、温暖化対策等への対応に努める。	支笏湖博物展示施設 支笏湖を訪れる利用者に対し、自然、人文、観光に関する情報を提供するセンターとして整備充実を図るとともに、自然解説活動の拠点としての機能の充実を図る。
9　動物繁殖施設	ヒメマスの保護増殖、監視のための施設の適切な維持管理を図る。	支笏湖動物繁殖施設 ヒメマスの保護増殖、監視のための施設の適切な維持管理を図る。 付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。

ウ　単独施設等

事業の種類	地区	取　扱　方　針	
1　道路（車道）	全域	取扱いについては、前記 ５、（１）、（ア）、１、（２）道路の①～④と同様とする。ただし、③については、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合で、数年後において当該種が地域又は道内産植物に置換され、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合に限り、一時的な外来種の使用を認める。 ①防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩は原則こげ茶色とする。ただし、地区毎に統一的に定められた色彩がある場合はこの限りではない。その他スノーシェッド、落石防止柵等の工作物の色彩はこげ茶色とする。 ②擁壁等の工作物は自然石（化粧貼りを含む。）又は自然石に模したブロック等を使用する。 ③道路設置に伴い排出される廃水については、これが水域や土壌に影響を与えることがないよう、適切に処理をすること。	道路（車道）〈全域〉 ①擁壁等の工作物は、自然石（化粧貼りを含む。）又は自然石に模したブロック等を使用する。 ②スノーシェッド、落石防止柵、歩道の安全柵等の工作物の色彩はこげ茶色とする。 ③法面は張芝等により緑化するとともに、廃道敷地等については当該地に生育する樹木と同種の樹木等により修景緑化する。 ④付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。
	小樽定山渓線	定山渓と小樽市を結ぶ道路である。沿道の修景に配慮する。	小樽定山渓線道路（車道） 定山渓温泉と定山渓ダム及び小樽等を結ぶ道路である。定山渓ダムからの眺望を考慮し、沿道の修景に配慮する。
	定山渓ダム線	定山渓と定山渓ダムを結ぶ道路である。定山渓ダムからの眺望を考慮し、沿道の修景に配慮する。	定山渓ダム線道路（車道） 定山渓温泉と定山渓ダム及び小樽等を結ぶ道路である。定山渓ダムからの眺望を考慮し、沿道の修景に配慮する。
	札幌中山峠線	札幌方面より定山渓を経て、洞爺湖、道南方面へ至る幹線道路である。薄別から中山峠の間は、広大な自然林の中を通過しており、沿道の森林植生の保護と展望駐車場の整備に留意する。また、この区間は急峻な地形の箇所があり、法面保護施設及び落石や雪	札幌中山峠線道路（車道） 札幌方面より定山渓を経て、洞爺湖、道南方面へ至る幹線道路である。薄別から中山峠の間は、広大な自然林の中を通過しており、沿道の森林植生の保護と展望駐車場の整備に留意する。また、この区間は急峻な地形の個所があり、法面保護施設及び落石や雪崩の防止施設等整備に当たっては、自然

		【新管理計画（原案）】	【現行管理計画】
		崩の防止施設等整備に当たっては、自然環境との調和に配慮する。	環境との調和に配慮する。
	支笏湖南湖畔線	支笏湖を南岸沿いに周回し、洞爺湖方面に至る幹線道路である。 路傍駐車場の展望地点については、関係機関との調整により展望確保の維持管理を行うとともに、解説標識等の充実を図る。 当該道路沿いは、カルデラ地形の支笏湖と周辺樹林との湖岸景観が優れた区間を通過しており、当該道路沿いの車窓景観の維持に努める。	支笏湖南湖畔線道路（車道） 支笏湖を南岸沿いに周回し、洞爺湖方面へ至る幹線道路である。国道２７６号線である丸山、美笛峠間の改良工事は昭和６３年に終了しており、沿道の修景緑化に配慮するとともに、主要な展望適地等には小規模な路傍駐車場を整備する。
	樽前山登山線	支笏湖南湖畔線から分岐し、樽前山七合目へ至る未改良の道路である。沿道の樹林の保護に配慮した対応をする。	樽前山登山線道路（車道） 支笏湖南湖畔線から分岐し、樽前山七合目へ至る未改良の道路である。改良に当たっては沿道の樹林の保護に配慮する。
	札幌支笏湖線	札幌方面より支笏湖方面へ至る幹線道路である。札幌からポロピナイ間は自転車道が整備されており、今後ポロピナイから支笏湖温泉間の自転車道整備について配慮する。 なお、この区間は湖に向かって急勾配であり、検討に当たっては十分な環境調査を実施する。	札幌支笏湖線道路（車道） 札幌方面より支笏湖方面へ至る幹線道路である。札幌からポロピナイ間は自転車道が整備されており、今後ポロピナイから支笏湖温泉間の自転車道整備について検討する。 なお、この区間は山が湖に急勾配で落ちており、検討に当たっては十分な環境調査を実施する。
	支笏湖西湖畔線	オコタンペ湖とオコタン、美笛を結ぶ道路である。 現在通行止の美笛、オコタン間の改良に当たっては、支笏湖への廃水や地形改変等を環境影響調査により十分検討の上、再開の可能性を関係機関と共に検討する。 また、恵庭岳の西山麓部を通過する区間は、地形が急峻で長大法面が連続しているため、落石防護対策等が必要となる状況が想定されるが、その際には周辺環境との調和、湖沼や河川への土砂の流入等周辺生態系への影響に十分配慮した形での工法を取ること。 オコタンペ湖の展望台から湖方向については、樹木の生長により、展望が妨げられており、展望確保のあり方について、関係機関と検討する。	支笏湖西湖畔線道路（車道） オコタンペ湖とオコタン、美笛とを結ぶ道路である。美笛、オコタン間の改良に当たっては、当該区間が急峻な地形でしかも風致景観上重要な地区であることから、路線選定を含めて、十分な環境調査を実施する。 また、恵庭岳の西山麓部を通過する区間は、地形勾配が急峻で長大法面が連続しており、現地の植生に適した修景緑化に配慮する。オコタンペ湖の展望台から湖方向の通景線の確保を図る。
	丸駒温泉線	札幌支笏湖線のポロピナイより分岐し、丸駒温泉へ至る道路である。緑のトンネルとなっている現在の景観を維持するため、改良に当たっては、沿道の樹林の保護に配慮する。	丸駒温泉線道路（車道） 札幌支笏湖線のポロピナイより分岐し、丸駒温泉へ至る道路である。緑のトンネルとなっている現在の景観を維持するため、改良に当たっては、沿道の樹林の保護に配慮する。
２　道路（歩道）	全域	標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。	道路（歩道）〈全域〉 付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。
	無意根山線	薄別より無意根山に至る登山歩道である。中腹の大蛇が原湿原や頂上下の稜線部等については、登山者の踏圧等により湿原や高山植物の消失、裸地化が進行しており、木道の設置等保護対策を図る。	無意根山線道路（歩道） 薄別より無意根山へ至る登山歩道である。中腹の大蛇ヶ原湿原や頂上下の稜線部等については、登山者の踏圧等により湿原や高山植物の消失、裸地化が進行しており、木道の設置等保護対策を図る。
	札幌岳線	札幌岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの眺望に優れているため利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。	札幌岳線道路（歩道） 札幌岳又は空沼岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの展望に優れているため利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。

	【新管理計画（原案）】		【現行管理計画】
	豊平峡線	豊平峡入口の野営場から豊平峡沿いに豊平峡ダムへ至る探勝歩道である。整備に当たっては歩行者の安全が確保されるよう配慮する。	豊平峡線道路（歩道） 豊平峡入口の野営場から豊平峡沿いに豊平峡ダムへ至る探勝歩道である。歩行者の安全が確保されるよう配慮する。
	空沼岳線	空沼岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの眺望に優れているため利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。	空沼岳線道路（歩道） 札幌岳又は空沼岳への登山歩道である。札幌市近郊の山として到達性が良く沿道の森林景観や山頂からの展望に優れているため利用者が多い。快適な登山が図られるよう整備する。
	恵庭岳線	ポロピナイから恵庭岳八合目へ至る登山歩道である。眺望の良さで知られている。登山口や登山歩道の整備（悪路部の改良、ササの刈り払い）等を図る。	恵庭岳線道路（歩道） ポロピナイから恵庭岳山頂へ至る登山歩道である。山頂からの展望が良いことで知られている。登山口の駐車場の整備、登山歩道の整備（悪路部の改良、ササの刈り払い）等を図る。
	苔の洞門線	樽前山麓の森林内を通り苔の洞門の入口に至る１ｋｍほどの歩道である。歩きながら学習ができるよう、解説看板等を適切に配置するよう努める。	
	丸駒温泉オコタン線	オコタンと丸駒温泉を結ぶ探勝歩道として整備を検討する。	丸駒温泉オコタン線道路（歩道） オコタンと丸駒温泉を結ぶ探勝歩道として整備を検討する。
	北海自然歩道線	支笏湖温泉とモラップ間を結ぶ自然探勝歩道が整備されているが、平成１６年以降の台風による風倒木等により、途中区間が閉鎖されている。利用性の高い歩道であり、歩道の再開について関係機関と検討する。	（支笏湖温泉モラップ線） 支笏湖温泉とモラップ間を結ぶ自然探勝歩道である。支笏湖温泉から中モラップ間は野鳥の森として観察舎や解説板等が整備されており、学校生徒の団体利用が多い。支笏湖岸の急斜面に歩道が設けられており、路肩が崩れやすいので、保護柵や土留工を適切に施工し、安全を確保する。また、モラップ山東山麓に現歩道と接続して新たに回遊可能な歩道の整備を検討する。 付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。
	樽前山線	樽前山７合目から外輪山の稜線に至り、外輪山を一周する登山歩道である。晩春～秋までは７合目まで車で行くことができ、そこから山頂まで１時間足らずで到達可能ながら、活火山のダイナミックさや世界的にも珍しい溶岩円頂丘が見られるため、利用者が非常に多い。一方で地質的に脆いこともあり登山道の拡幅・崩壊等が確認されていること、イワブクロ（タルマイソウ）等豊富に見られる高山植物が踏み荒らされる等、過剰利用が懸念される。さらに、気軽に登れる、というイメージが先立ち、軽装・無理な行程での登山者も多い。 このような状況を踏まえ、今後関係各機関や有識者との調整の上、注意板等による登山口部分での必要な情報の提供、高山植物や登山道保全のためのロープ等を、周辺環境に配慮した上で設置する。	樽前山線道路（歩道） 樽前山七合目から樽前山頂及び苔の洞門へ至る登山歩道である。七合目から１時間足らずで山頂に到達できるため、本管理計画区内の歩道では最も利用者が多い。登山道はイワブクロ（タルマエソウ）等高山植物の生育する火山礫の斜面につけられており、植物保護柵、土留工、注意板等を周辺環境に配慮して設置する。 また、苔の洞門区間については、貴重な苔の保護と利用最盛期の混雑緩和を図るため、現歩道と接続して新たに回遊可能な歩道の整備を検討する。
３　宿舎	定山渓温泉	①建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。 建ぺい率（%）　容積率（%） 市街化区域商業地域　８０　４００ 上記以外の地域　６０　２００ （建ぺい率及び容積率は建築基準法による。） ②建築物の高さを平均地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面）から本屋６０ｍ以下とし、落ち着いた外観、意匠及び修景植栽等により、温泉地にふさわしい街並みづくりを図る。 ③大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、	①建ぺい率及び容積率は次の数値以下とする。 建ぺい率（%）　容積率（%） 市街化区域商業地域　８０　４００ 上記以外の地域　６０　２００ （建ぺい率及び容積率は建築基準法による。） ②建築物の高さを平均地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面）から本屋６０メートル以下とし、落ち着いた外観、意匠及び修景植栽等により、温泉地にふさわしい街並みづくりを図る。 ③大規模なもので勾配屋根とすることが困難なものについては、パラペット等を設置するなど風景景観上の違和感をなくすよう配慮する。

		【新管理計画（原案）】	【現行管理計画】
		パラペット等を設置するなど風景景観上の違和感をなくすよう配慮する。	
	丸駒温泉	湖畔の一軒家の温泉宿舎にふさわしい雰囲気を維持する。 建築物の高さを１３ｍ以下とし、湖畔側には、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木により修景緑化を行うとともに排水処理施設の整備に特に留意する。	湖畔の一軒家の温泉宿舎にふさわしい雰囲気を維持する。 建築物の高さを１３メートル以下とし、湖畔側の修景植栽及び排水処理施設の整備に特に留意する。
	オコタン	支笏湖最奥の環境にふさわしい宿舎とする。 建築物の高さを１３ｍ以下とし、湖畔側には、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木により修景緑化を行うとともに排水処理施設の整備に特に留意する。	支笏湖最奥の環境にふさわしい宿舎とする。 建築物の高さを１３メートル以下とし、湖畔側の修景植栽及び排水処理施設の整備に特に留意する。
４　園地	全域	転落や落石等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備を図る。今後も適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。	付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。
	定山渓温泉	豊平川沿いに整備されている園地及び散策歩道である。沿道には自然林が残されており、市街化の進んだ当地区にあっては、貴重な緑地であるとともに、公園利用上も重要であるので、散策歩道等の整備を図る。 また、一部区間において、法面崩壊があり、十分な安全対策講ずる。	定山渓温泉園地 豊平川沿いに整備されている園地及び散策歩道である。沿道には自然林が残されており、市街化の進んだ当地区にあっては、貴重な緑地であるとともに、公園利用上も重要であるので散策歩道等の整備を図る。また、一部区間において、法面崩壊があり、十分な安全対策を講ずる。
	定山渓ダム	定山渓ダムサイト直下に位置し、芝生園地、園路、休憩所等が整備されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。	
	豊平峡	豊平峡ダム湖の展望、休憩園地である。サインや案内板等の整備を進める。また、地域又は道内産植物による緑化や老朽化した施設の更新等に伴い人工構造物がより周辺景観と調和するよう配慮する。建築物の高さは１３ｍ以下とする。	豊平峡園地 豊平峡ダム湖の展望、休憩園地である。ダムサイト側からの風致保護に配慮しながら、休憩所、園地、散策歩道等の整備を図る。建築物の高さは１３メートル以下とする。
	ポロピナイ	支笏湖周辺では舟遊び等水辺利用が最も盛んな地区である。親水空間の維持・確保を行い、建築物の高さは現在の休憩舎の高さ以下とする。	ポロピナイ園地 支笏湖では舟遊び等水辺利用の最も盛んな地区である。今後とも良好な水辺利用地区として整備を図るとともに、札幌方面からの支笏湖への入口部としての機能の強化充実を図る。建築物の高さを１３メートル以下とし、排水処理施設の整備に特に配慮する。
５　野営場	全域	キャンプは自然とのふれあいを図るため、支笏湖地区で今後とも推進すべき公園利用方法の一つである。利用タイプ等各地区の野営場の特色を出すよう、施設の改善を図る。 また、排水処理施設についても留意する。 なお、ゴミの分別等利用者のマナーについても普及啓発をしていく。	野営場全域 キャンプは、自然とのふれあいを図るため、支笏湖地区で今後とも推進すべき公園利用方法の一つである。しかし、現在、施設の老朽化が進み、快適な利用が損なわれている地区もある。利用タイプ等各地区の野営場の特色を出して、近年のニーズに合った施設の改善を早急に図る。また、排水処理施設についても留意する。 付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。
	豊平峡	豊平峡の入口に位置しており、家族利用を主体とした札幌市営の野営場である。周辺の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの場としての施設の整備を図る。	豊平峡野営場 豊平峡の入口に位置しており、家族利用を主体とした野営場の整備が札幌市により進められている。周辺の良好な自然環境の保全に考慮しつつ、自然とのふれあいの場として施設の整備を図る。

【新管理計画（原案）】

	オコタン	支笏湖の北西に位置する民営の野営場である。閑静で落ち着いた環境が人気であり、今後とも周辺の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、老朽化した施設については更新等を検討する。
	ポロピナイ	支笏湖の北東に位置する千歳市営の野営場である。施設が老朽化しており、施設の再整備・改善を図る。
	美笛	支笏湖の南西に位置する千歳市営のオートキャンプ形式の野営場で、家族利用が多い。美笛川周辺の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、川や周辺の森林での自然とのふれあいの場として、特にソフト面での対応を検討していく。
6　避難小屋	樽前山七合目	車道の終点に当たる七合目に苫小牧市により駐車場と併せて整備されており、登山基地として重要な位置にある。 老朽化への対策と共に、発電機等に関し、環境配慮型への転換を検討する。
7　舟遊場	支笏湖・オコタン・丸駒温泉・美笛・ポロピナイ	手こぎボート等の利用が行われている。ボートの形状は極力シンプルなものとし、色彩は過度に派手なものは避けるよう努める。 建築物の高さを１０m以下とする。
8　駐車場	苔の洞門	苔の洞門入り口に位置する北海道整備の駐車場であり、今後とも適切に維持管理をしていく。

【現行管理計画】

オコタン野営場
支笏湖の北西に位置する民営の野営場である。周辺の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、テントサイト等の施設整備を検討する。

ポロピナイ野営場
支笏湖の北東に位置する千歳市営の野営場である。施設が老朽化しており、施設の再整備・改善を図る。

美笛野営場
支笏湖の南西に位置する千歳市営の野営場である。施設が老朽化しており、美笛川周辺の良好な自然環境の保全に配慮しつつ、水辺利用も含め自然とのふれあいの場として施設の再整備・改善を図る。

樽前山七合目避難小屋
車道の終点に当たる七合目に整備されている。登山基地として重要な位置にあり、今後は休憩スペースの充実を図る。建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様とする。

支笏湖・オコタン・丸駒温泉・美笛・ポロピナイ舟遊場
手こぎボート等の利用を主体とし、モーターボート利用については極力抑える。
付帯する建築物については、前記 第２、３、（１）、ア、１、（１）と同様の取扱いとするが、高さを１０メートル以下とする。

苔の洞門駐車場
駐車場、公衆便所等の整備充実について、関係機関と検討する。

【新管理計画（原案）】

（２）羊蹄山管理計画区

（ア）許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成１７年１０月３日付け環自国発第０５１００３００１号）第６に規定するとおり、自然公園法施行規則第１１条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成１２年８月７日付け環自国第４４８－３号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取　扱　方　針
１　工作物 （１）建築物	全域	倶知安町地内の民有地を除き、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。 ②屋根の色彩 原則としてこげ茶色とする。 ③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。 ④修景緑化等 敷地内の空地は、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。
（２）道路	全域	①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 ②線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。 ③法面は、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産植物による緑化を行う。 ④廃道敷地等については、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。
（３）電柱		①利用拠点及び利用動線周辺のものは、既存電線路の新改増設などにおいて極力地下埋設とする。 ②電柱の色彩は公園利用施設から望見される場合はこげ茶とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。 ③架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。
（４）アンテナ送受信用鉄塔		①共架可能なものについては共架を指導する。 ②極力公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。鉄塔の色彩は、原則こげ茶色、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。
（５）治山及び砂防施設		①公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石（化粧貼りを含む。）又は自

【現行管理計画】

（１）許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成６年９月３０日環自計第１７３号・環自国第５３８号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和４９年１１月２０日環自企第５７０号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

倶知安町地内の民有地を除き、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。
①屋根の形状
原則として切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。
②屋根の色彩
原則としてこげ茶色とする。
③外壁の色彩
原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。

利用拠点及び利用動線周辺のものは、更新に当たって原則として電線路は地下埋設とする。

【新管理計画（原案）】

		然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。 ②斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化方法については、地域又は道内産植物により緑化を行うよう努める。ただし、地域又は道内産植物による早期緑化が困難な場合は、原則として将来的に地域又は道内産植物に置換されるような緑化に努める。
（６）その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。
２　木竹の伐採	全域	利用拠点周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
３　広告物	全域	原則自然材料（木材又は石材主体）のものとし、表示面は材料素地（焼き上げも可）に白色又は黒色、またはその中間色の文字等とする。ただし、木材保護のために着色塗装する場合は、材料素地に近い仕上げとする。 表示面においてやむを得ず木材・石材の使用が困難な場合については、地はこげ茶色とする。なお、関係行政機関が設置する案内看板、解説看板の表示面についてはこの限りではない。

（イ）公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成１７年１０月１日付け環自国発第０５１００１００１号）第１０によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア　共通事項

各事業において、建築物は前記 ５、（２）、（ア）、１、（１）の ①～④と同様とする。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記 ５、（２）、（ア）、１、（６）及び５、（２）、（ア）、３と同様とする。

宿舎事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和５７年５月７日環自保第１３８号）による。

イ　真狩口集団施設地区

事業の種類	取　扱　方　針
１　宿舎	当集団施設地区は羊蹄山地域の滞在型利用拠点であり、登山及び周辺の自然探勝の基地として村営の宿舎が整備されているが、現在は休止している。施設の規模は現状程度に留める。
２　園地	真狩口の日帰り利用者等の自然探勝や野外レクリエーション、保健休養に資する拠点及び羊蹄山登山者のための基地として、休憩舎、東屋、公衆便所、駐車場等が整備されている。 また、当地区に隣接して道立羊蹄青少年の森として、森林学習展示館や駐車場、散策路、郷土の森等が整備されていることから、今後は、これらも合わせて羊蹄山地区での自然ふれあい活動の促進や羊蹄山登山の情報提供を充実するよう整備拡充を図る。なお、再整備に当たっては、羊蹄山の展望の妨げとならないよう配慮する。

【現行管理計画】

色彩は原則として灰色系又はこげ茶色系とする。

利用拠点周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。

材料は、原則として自然石又は木とし、材料素地（焼上げも可）に白又は黒文字とする。

（２）公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」（平成６年９月３０日環自計第１７４号・環自国第５４１号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

羊蹄山への登山及び真狩口周辺の自然探勝の基地として、村営の宿舎が整備されている。施設の規模は現状程度に留める。

羊蹄山登山者のための基地及び真狩口の日帰り利用者等のためのピクニック園地として、休憩舎、東屋、公衆便所、駐車場等が整備されており、利用者が増加している。

また、当地区に隣接して道立羊蹄青少年の森として、森林学習展示館や駐車場、散策路、郷土の森等が整備されていることから、今後、これらも合わせて羊蹄山地区の利用拠点にふさわしい施設の整備拡充を図る。

【新管理計画（原案）】

3　野営場	登山者とキャンプそのものを楽しむ利用者のために広く利用されている。 環境省により平成 19,20 年度に施設の充実と、新たに真狩登山センターの整備中である。今後は登山者に対して適切な登山情報を発信するとともに、利用者に快適な利用環境を提供する。
4　運動場	真狩口の耕作跡地を利用して、芝生広場、テニスコート（３面）、丸太運動施設、公衆便所、休憩舎が整備されており、今後、駐車場の新設等に当たっては、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。

ウ　単独施設等

事業の種類	地区	取　扱　方　針
1　道路（車道）	全域	取扱いについては、前記　５、（２）、（ア）、１、（２）①～④と同様とする。ただし、③については、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合で、数年後において当該種が地域又は道内産植物に置換され、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合に限り、一時的な外来種の使用を認める。 ①防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩はこげ茶とする。 ②擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。
	倶知安口線	半月湖及び比羅夫口登山道への到達道路で、全線舗装済みである。今後とも適切な維持補修を図る。
	真狩口線	羊蹄山地区では最も大きな利用拠点である真狩口に到達する村道であり、ほぼ改良済みである。現在、街路樹に外来樹を用いているが、周囲の自然環境との調和を図るため地域又は道内産樹木による植え替えに努める。
2　道路（歩道）	全域	高山植物の保護のための立入り規制措置等について、関係機関と調整、検討を図る。標識類については老朽化しているものも目立つため、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。
	倶知安口登山線	羊蹄山への登山道として古くから最も良く利用されてきたコースで、真狩口登山道と並んで利用者が多い。頂上の火口壁上を一周するコースは、転落の危険があり、危険個所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備（取替えを含む。）を図る。
	喜茂別口登山線	頂上への最短ルートである。危険個所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。
	京極口登山	比較的短時間で頂上に到達できるルートである。危険個所へ

【現行管理計画】

登山者のための野営場として計画されたが、キャンプそのものを楽しむ利用者にも広く利用され、入込み数の伸びが著しい。各種の野営施設が整備されているが、収容力に対して十分とはいえないので、施設の整備充実と快適な利用環境の確保を図る。

真狩口の耕作跡地を利用して、芝生広場、テニスコート（３面）、丸太運動施設、公衆便所、休憩舎が整備されており、今後、駐車場の新設等に当たっては、地区の修景植栽を図る。

法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロックを使用する。
また、防護柵は原則としてガードレールとし、色彩は灰色とする。
付帯する建築物については、前記　第３、３、（１）、１、（１）の①～③と同様とする。

半月湖及び比羅夫口登山道への到達道路で、全線舗装済みである。今後、適切な維持補修を図る。

羊蹄山地区では最も大きな利用拠点である真狩口に到達する村道であり、ほぼ改良済みである。現在、街路樹に外来樹を用いているが、周囲の自然環境との調和を図るため在来種への植え替えを図る。

高山植物の保護のための立入り規制措置等について、関係機関と調整、検討を図る。
付帯する建築物については、前記 第３、３、（１）、１、（１）の①～③と同様とする。

羊蹄山への登山道として古くから最も良く利用されてきたコースで、真狩口登山道と並んで利用者が多い。頂上の火口壁上を一周するコースは、転落の危険があり、危険個所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備（取替えを含む。）を図る。

頂上への最短ルートである。危険個所への注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。

比較的短時間で頂上に到達できるルートである。危険個所への注意標識や迷いやすい地点での指導

【新管理計画（原案）】			【現行管理計画】
	線	の注意標識や迷いやすい地点での指導標等の整備を図る。	標等の整備を図る。
	北海道自然歩道線	真狩口から九合目の避難小屋に至るルートと倶知安口の半月湖を周回するコースである。八合目付近にあるガレ場は、落石や滑落等の危険がある。危険個所の修復や迷いやすい地点での指導標の整備を図る。半月湖の周回コースは利用状況に応じ、周囲の風致との調和を図りながら探勝路として整備充実を図る。	（真狩口登山線） 登山口である真狩口の整備に伴い利用者が増加したコースであるが、八合目付近にあるガレ場は、落石や滑落等の危険がある。危険個所の修復や迷いやすい地点での指導標の整備を図る。
	真狩口見晴線	真狩口から南コブに至り、真狩口登山線に合流する延長２．５ｋｍの歩道である。要所に指導標、解説板、ベンチ等が設けられ、南コブ頂上には展望広場が整備されている。 羊蹄山山麓の自然を観察し探勝するための歩道として、解説板等の整備充実を図る。	真狩口から南コブに至り、真狩口登山線に合流する延長２.５キロメートルの歩道である。要所に指導標、解説板、ベンチ等が設けられ、南コブ頂上には展望広場が整備されている。 羊蹄山山麓の自然を観察し探勝するための歩道として、解説板等の整備充実を図る。
３　園地	半月湖	落葉広葉樹の自然林に囲まれた、神秘的な火口湖である。倶知安口線道路（車道）から火口壁上を通り、湖畔に下りる幅２ｍ程の探勝歩道がある。施設整備は、既存歩道の改良、小規模な路傍展望施設及び自然解説板等の整備に留め、風致景観の維持に十分留意する。	落葉広葉樹の自然林に囲まれた、神秘的な火口湖である。倶知安口線道路（車道）から火口壁上を通り、湖畔に下りる幅２メートル程の探勝歩道がある。施設整備は、既存歩道の改良、小規模な路傍展望施設及び自然解説板等の整備に留め、風致景観の維持に十分留意する。
４　野営場	半月湖	登山者のための野営場としてテントサイト、駐車場、公衆便所、給水設備及び休憩舎が整備されているが、一部、老朽化した施設があり、今後の整備に当たっては炊事棟等も含め施設の充実を図る。	登山者のための野営場としてテントサイト、駐車場、公衆便所、給水設備及び休憩舎が整備されているが、一部、老朽化した施設があり、今後の整備に当たっては炊事棟等も含め施設の充実を図る。
５　避難小屋	羊蹄山	北海道が昭和４７年に九合目に設置し、年間一千人程の利用者がある。管理は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力して行っているが、経年の風雪による老朽化が激しいため、羊蹄山の利用のあり方を含め関係行政機関等と検討を図っていく。	真狩口登山線道路（歩道）の九合目にあり、年間５千人程の利用者がある。管理は関係町村で構成する羊蹄山管理保全連絡協議会が協力して行っているが、今後とも適切な管理を行う。

【新管理計画（原案）】

（３）洞爺湖管理計画区

（ア）許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成１７年１０月３日付け環自国発第０５１００３００１号）第６に規定するとおり、自然公園法施行規則第１１条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成１２年８月７日付け環自国第４４８－３号）において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる

「特定地域における特定行為の認定」によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

【現行管理計画】

（１）許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国立公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成６年９月３０日環自計第１７３号・環自国第５３８号）、「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和４９年１１月２０日環自企第５７０号）及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」（昭和５４年３月８日環自保第１３３号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取　扱　方　針	
１　工作物 （１）建築物	全域	洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線）の湖側（洞爺湖集団施設地区、財田集団施設地区及び洞爺地区の行為の許可基準の特例区域を除く。）及び昭和新山地区の道路より昭和新山側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めない。洞爺湖見晴線の湖側においては、洞爺湖の外輪山山稜線、中島及び湖面並びに月浦の田園地帯の展望の妨げとなる施設は原則認めない。ただし既に設置されている建築物については、この限りではない。 なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する洞爺湖温泉地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着きのある街並みづくりを図る。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、パラペット等によりデザイン上の処理を行う。ただし、洞爺湖温泉東部地区、洞爺湖温泉西部・壮瞥温泉地区、洞爺地区の行為の許可基準の特例区域内において、１０㎡程度以下の車庫、物置などを除く。 ②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。 ③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。 ④修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。	洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線及び洞爺湖見晴線）の湖側（洞爺湖集団施設地区及び財田集団施設地区を除く。)及び昭和新山地区の道路より昭和新山側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めない。 なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する洞爺湖温泉地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着きのある街並みづくりを図る。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、パラペット等によりデザイン上の処理を行う。 ②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤錆色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。 ③外壁の色彩 原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。 ④修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、できる限り修景植栽を行う。
（２）道路	全域	①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 ②線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。 ③法面は、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産植物等により緑化を行う。 ④廃道敷地等については、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。	洞爺湖温泉地区における道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、緑化修景、街路灯のデザイン統一等で美しい街並みの創出を図る。

【新管理計画（原案）】			【現行管理計画】
		⑤洞爺湖温泉地区における道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、修景緑化、街路灯のデザイン統一等で美しい街並みの創出を図る。	
（３）電柱	全域	①原則として洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線）の湖側においては新設を認めない。また、利用拠点及び主要利用動線周辺においては、既存電線路の新改増設などにおいて極力電線路の地下埋設化を進める。 ②公園利用施設から望見される場合、電柱の色彩はこげ茶色とする。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。 ③架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。	原則として洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴線）の湖側においては新設を認めない。また、利用拠点及び主要利用動線周辺においては、極力電線路の地下埋設化を進める。
（４）アンテナ送受信用鉄塔	全域	①共架可能なものについては共架を指導する。 ②主要展望地周辺等において、有珠山、昭和新山及び洞爺湖を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのない位置に設置するものとする。 ③鉄塔の色彩は原則こげ茶色、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。	
（５）河川、治山及び砂防施設	全域	①公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧貼りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。 ②サクラマス等の魚類の遡上が見られる箇所にダム、床固工等を設置する場合は、魚道の設置を行う等必要な措置に努める。 ③斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化方法については、地域又は道内産植物により緑化を行うよう努める。ただし、地域又は道内産植物による早期緑化が困難な場合は、原則として将来的に地域又は道内産植物に置換されるような緑化に努める。	
（６）その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。	色彩は原則として灰色系又はこげ茶色系とする。
2　木竹の伐採	全域	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域については、風致への影響が少ない施業方法とする。	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域については、風致への影響が少ない施業方法とする。
3　土石の採取	全域	建築物、鉄塔等の新築及び温泉開発等にかかるボーリングについては、行為後の施設整備計画とともに調整する。	温泉ボーリングについては、行為後の施設による風致上の問題を併せて審査し、支障のないものに限り認める。
4　広告物 （１）営業用広告物	全域	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。 ①設置個所 ア　原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。 イ　施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。 ウ　原則洞爺湖を周回する道路（洞爺湖回遊線、洞爺湖見晴	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。 ①設置個所 ア　原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。 イ　施設が公道に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。 ②要件 ア　色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。特定の商品名やスポンサー名の掲示は、極力行

		線）から湖側の展望の妨げにならないようにする。ただし、仮設の場合を除く。 ②要件 ア　色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。特定の商品名やスポンサー名の掲示は、極力行わない。 イ　極力自然材料（木材又は石材）を用い、自然と調和したデザインとする。	わない。 イ　できる限り自然材料を用い、自然と調和したデザインとする。
（２）公共的広告物	全域	公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。 ①設置個所 利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。 ②要件 色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、関係行政機関が地区毎に地方環境事務所と協議の上、別途統一的に定める場合はこの限りでない。材料については極力自然材料を用いる。	公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。 ①設置個所 利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。 ②要件 色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、特に材料については極力自然材料を用いる。

【新管理計画（原案）】

（イ）公園事業取扱方針
事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成１７年１０月１日付け環自国発第０５１００１００１号）第１０によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア　共通事項
各事業において、建築物は前記 ５、（３）、（ア）、１、（１）の ①～④と同様とする（洞爺湖集団施設地区及びスキー場事業を除く）。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記 ５、（３）、（ア）、１、（６）及び５、（３）、（ア）、４、（２）と同様とする。
宿舎事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和５７年５月７日環自保第１３８号）による。

イ　集団施設地区
（１）洞爺湖集団施設地区

事業の種類	取　扱　方　針
１　宿舎	洞爺湖や有珠山の優れた自然環境と温泉資源に恵まれ、また、函館と札幌を結ぶ観光ルート上に位置すること及び札幌をはじめ大都市からの到達性がよいことから、登別と並ぶ最大の利用拠点として年間約７４万人（平成１９年）の宿泊利用者がある。当地区は高層ホテルが建ち並び、市街地を形成している。今後は、多様化する利用者のニーズに合わせて通年での長期滞在型の保養基地化を図ることを目的として、個々の宿泊施設の充実ばかりでなく、美しく落着きのある街並みづくりの観点からも十分指導するものとする。なお、洞爺湖の水質を保全するため、汚水排水処理は公共下水道を使用する。 建築物の高さは、最高３６ｍ以下、本屋の高さ３０ｍ以下とする。ただし、既存の建築物でこの高さを超えているものについては最高部、本屋の高さとも既存の高さ以下とする。 高さの計測は次のとおりとする。 「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」 また、湖に面する施設は、壁面線を湖側敷地境界から５ｍ以上離れていること。 また、温暖化対策等についても、対応に努める。 デザインや色彩は以下のとおりとする。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合には、パラペット等によりデザイン上の処理を行う。 ②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。 ③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。 ④修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。

【現行管理計画】

（２）公園事業取扱方針
事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」（平成６年９月３０日環自計第１７４号・環自国第５４１号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

洞爺湖や有珠山の優れた自然環境と温泉資源に恵まれ、また、函館と札幌を結ぶ観光ルート上に位置すること及び札幌をはじめ大都市からの到達性がよいことから、登別と並ぶ最大の利用拠点として年間９４万人（平成６年）もの宿泊利用者がある。当地区は高層ホテルが建ち並び、市街地を形成している。今後は、多様化する利用者のニーズに合わせて通年滞在型の保養基地化を図ることを目的として、個々の宿泊施設の充実ばかりでなく、美しく落着きのある街並みづくりの観点からも十分指導するものとする。なお、洞爺湖の水質を保全するため、汚水排水処理は公共下水道を使用する。
建築物の高さは、最高３６メートル以下、本屋の高さ３０メートル以下とする。ただし、既存の建築物でこの高さを超えているものについては最高部、本屋の高さとも既存の高さ以下とする。
高さの計測は次のとおりとする。
「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」
また、湖に面する施設は、壁面線を湖側敷地境界から最低５メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記 第４、３、(1)、１、(1) の ①～③ と同様とする。

【新管理計画（原案）】		【現行管理計画】
2　園地	園路や芝生広場、公衆便所等が北海道と洞爺湖町により整備されている。 湖畔の散策や風景観賞、休養利用のための園地として位置付けて、施設の整備を図る。さらに湖と市街地との緩衝地帯としての機能を併せ持たせるため、今後はさらに地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。 また、付帯施設については、温暖化対策等への対応に努める。 付帯する建築物については前記　５、（３）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	湖畔を埋め立てて整備したもので、園路や芝生広場、公衆便所等が整備されている。湖畔の散策や風景観賞のための園地として位置付け、さらに湖と市街地との緩衝地帯としての機能を併せ持たせるため、今後はさらに修景植栽を行う。
3　舟遊場	今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。 付帯する建築物については前記　５、（３）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。 付帯する建築物については、前記　第４、３、（１）、１、（１）の　①～④と同様とする。
4　駐車場	洞爺湖温泉の中心部に位置し、利用度は高い。施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。 付帯する建築物については前記　５、（３）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	洞爺湖温泉の中心部に位置し、利用度は高い。施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。
5　給油施設	商標の掲出は必要最小限とする。 付帯する建築物については前記　５、（３）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	商標の掲出は必要最小限とする。
6　排水施設	洞爺湖の汚濁防止のために整備された洞爺湖温泉の公共下水道である。今後とも適切に施設の維持管理を継続していく。	
7　自動車運送施設	洞爺湖温泉の中心部に位置し、各方面を結ぶ公共交通拠点となっている。施設の規模は現状規模に留める。	
8　船舶運送施設	桟橋等の施設は、既存の設置個所以外には認めないこととする。付帯の休憩所等の改築に当たっては洞爺湖及び中島の自然環境に調和するよう配慮する。 付帯する建築物については前記　５、（３）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	桟橋等の施設は、既存の設置個所以外には認めないこととする。付帯の休憩所等の改築に当たっては洞爺湖及び中島の自然環境に調和するよう配慮する。
9　博物展示施設	洞爺湖地域の情報発信、自然学習のみならず、洞爺湖周辺地域エコミュージアムやジオパークの中核施設として、火山を中心とした総合的な活動拠点機能を充実する。また団体利用者や外国人利用者に対しても自然情報の提供など更に適切な対応に努める。 必要に応じて温暖化対策等についても、対応に努める。 付帯する建築物については前記　５、（３）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	

（２）財田集団施設地区

事業の種類	取　扱　方　針
1　野営場	環境省がフリーテントサイトを、洞爺湖町がオートキャンプサイトなどを整備した。多様なニーズに応え、快適な自然体験活動拠点として施設の充実を図る。施設の拡充に当たっては、湖畔林の保護に留意する。 また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。

【新管理計画（原案）】

2　博物展示施設	財田野営場と併設して、自然体験活動の拠点として環境省が整備した。関係団体等からなる協議会形式によって、洞爺湖博物展示施設と一体的に運営されている。周辺の自然環境を活用した体験活動のメニューの充実を図る。 必要に応じて温暖化対策等についても、対応に努める。

（３）昭和新山集団施設地区

事業の種類	取　扱　方　針
1　園地	昭和新山の展望や探勝のための園地として、園路やトイレ等のほか、自然公園財団によるパークサービスセンターが整備されており、ビジターセンター的な役割を果たしている。パークサービスセンターは昭和新山と有珠山の探勝拠点としての機能の充実を図り、洞爺湖ビジターセンターや周辺施設と連携した展示及び案内等を図ることを検討する。
2　駐車場	施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。
3　博物展示施設	昭和新山、有珠山等に関する資料を収集し保管、展示するための施設の整備、充実を図る。

ウ　単独施設等

事業の種類	地区	取　扱　方　針
1　道路（車道）	全域	取扱いについては、前記　５、（３）、（ア）、１、（２）①～④と同様とする。ただし、③については、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合で、数年後において当該種が地域又は道内産植物に置換され、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合に限り、一時的な外来種の使用を認める。 ①防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩はこげ茶とする。 ②擁壁等の工作物は自然石（化粧貼りを含む）又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。
	洞爺湖回遊線	湖岸沿いに洞爺湖を一周する利用上重要な道路である。湖岸側の優れた自然環境を保全するため道路の線形改良や付帯自転車道の建設等による拡幅は原則として山側に行うものとするが、湖上から大規模法面が望見されないよう配慮すること。特に狭小で切り立った岩壁に沿った箇所で、拡幅等が困難な場合には、代替ルートやトンネル化、交互通行路線等の措置を検討する。やむを得ず湖畔林の改変や新たな湖岸の埋め立てを行う場合は、必要最小限に留め自然環境の保全に配慮する。
	洞爺湖見晴線	札幌、室蘭、函館方面から洞爺湖畔への到達道路として重要な路線である。付帯歩道や展望園地などの整備の充実を図る。

【現行管理計画】

昭和新山の展望や探勝のための園地として、芝生広場や園路等のほか、美化財団による美化センターが整備されており、ビジターセンター的な役割を果たしている。美化センターの展示及び案内等の充実を図る。

施設の拡充については、利用状況を勘案しながら検討する。

昭和新山、有珠山等に関する資料を収集し保管、展示するための施設の整備、充実を図る。

法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。　付帯する建築物については、前記　第４、３、（１）、１、（１）①～④と同様とする。

湖岸沿いに洞爺湖を一周する利用上重要な道路である。湖岸側の優れた自然環境を保全するため道路の線形改良や付帯自転車道の建設等による拡幅は原則として山側に行うものとするが、やむを得ず湖畔林の改変や新たな湖岸の埋め立てを行う場合は、必要最小限に留め自然環境の保全に配慮する。

室蘭、函館方面から洞爺湖畔への到達道路として重要な路線である。付帯歩道の整備に合わせて本地区屈指の展望地である見晴台の路傍駐車帯や展望園地の整備充実を図る。

	【新管理計画（原案）】		【現行管理計画】
	昭和新山線	昭和新山への到達道路及び伊達方面への連絡道路として重要な路線である。沿線の修景緑化に努める。	昭和新山への到達道路及び伊達方面への連絡道路として重要な路線である。沿線の修景緑化に努める。
2　道路（歩道）	全域	標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。 有珠山周辺地域は学識経験者と調整した上で、噴気や地熱現象等の危険性も考慮しつつ利用者の安全に配慮する。	付帯する建築物については、前記 第４、３、（１）、１、（１）①～④と同様とする。
	北海道自然歩道線	財田周辺及び洞爺湖畔から西山火口、有珠山へ至る路線で、部分的に洞爺湖町、伊達市、北海道、環境省が整備している。湖畔林や有珠山の噴火口とその遺構などが残されていることから、これらを自然体験や環境学習に活用されるよう誘導標識や解説標識などの整備の充実を図る。 四十三山展望台からの湖側の展望については、樹木により、展望が妨げられて、展望の確保について、関係機関と検討する。	
	有珠山登山線	有珠山の山麓から火口原を観察する路線である。北麓の路線は北海道が事業執行を行った登山道があったが、昭和５２年の有珠山噴火により事業廃止された。現在災害対策基本法により火口原の核心部は立入禁止措置がなされている。立入禁止になっていない南側外輪山上の一部区間は、伊達市が再整備しており、自然体験や環境学習に活用されるよう誘導標識や解説標識などの整備の充実を図る。	北海道が事業執行を行った四十三山から有珠山に至る登山道があったが、昭和５２年の有珠山噴火により、四十三山から上部は事業廃止され、四十三山周辺についても現在休止中である。なお、南側外輪山上の一部区間について、伊達市が再整備のうえ、事業執行している。 四十三山は、明治４３年の活動で生じた多数の旧火口を残し、野鳥も豊富に生息する他、洞爺湖や羊蹄山の眺望にも優れる等散策や自然探勝の場として非常に優れた資質を持っていることから、火山噴火の危険性も考慮しつつ、利用者の安全について必要な措置を講じたうえ、再整備し供用再開を行うよう関係機関と調整を図る。四十三山から上部については利用上の安全を確認し、再整備や供用再開が可能かどうか検討する。
	中島周廻線	船着場からアカエゾマツの倒木まで後志森林管理署が整備している。今後とも中島の自然体験や環境学習のための歩道として、整備の充実を図る。	中島の自然観察や自然探勝のための歩道として、適正な整備を図る。
3　宿舎	壮瞥温泉	洞爺湖温泉地区に近接するが、小規模な施設が田園地帯の中に散在し静かな雰囲気を保っている。今後とも現在の環境を保持するよう努める。 高さは２０ｍ以下とし、壁面線は道々から２０ｍ以上後退する。	洞爺湖温泉地区に近接するが、小規模な施設が田園地帯の中に散在し静かな雰囲気を保っている。今後とも現在の環境を保持するよう努める。 高さは２０メートル以下とし、壁面線は道々から２０メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記 第４、３、（１）、１、（１）の ①～③と同様とする。
	月浦	家族利用を主体とした小規模な宿舎を整備する。高さは１３ｍ以下とし、壁面線は道々から２０ｍ以上後退する。	家族利用を主体とした小規模な宿舎を整備する。高さは１３メートル以下とし、壁面線は道々から２０メートル以上後退させる。デザインや色彩については、前記 第４、３、(1)、１、（１）の ①～③と同様とする。
4　園地	月浦	月浦野営場や月浦運動場と一体的に、散策休憩のための園地として整備を進める。整備に当たっては、湖畔林の保護に留意する。	月浦野営場や月浦運動場と一体的に、散策休憩のための園地として整備を進める。整備に当たっては、湖畔林の保護に留意する。
	壮瞥温泉	壮瞥町字壮瞥温泉の湖岸に数箇所にわたって公衆便所、駐車場、芝生広場等が北海道と壮瞥町により整備され、それぞれ利用度は高い。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。	壮瞥町字壮瞥温泉の湖岸に数ヶ所にわたって公衆便所、駐車場、芝生広場等が整備され、それぞれ利用度は高い。施設の維持管理や美化清掃については、美化財団の協力を得る。

【新管理計画（原案）】			【現行管理計画】
	中島	休憩所等がある。施設の再整備に当たっては、中島の自然環境に調和するよう規模やデザイン、色彩について配慮する。	休憩所等がある。施設の再整備に当たっては、中島の自然環境に調和するよう規模やデザイン、色彩について配慮する。
	洞爺	洞爺湖町宇洞爺町の集落地内に水の駅が設置され浮見堂付近にかけて４箇所に公衆便所や駐車場が整備されており、主に湖での水遊びやカヌー等に利用されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。	洞爺村宇洞爺町の集落地内及び浮見堂付近の３ヶ所に公衆便所や駐車場が整備されており、主に湖での水遊び等に利用されている。浮見堂地区の利用現況を勘案し再整備について関係機関と調整を図る。
	昭和新山山麓	芝生広場や園路などが北海道によって整備されている。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。	
	金比羅火口	洞爺湖温泉南側の金比羅災害遺構や金比羅火口を探勝する散策路が洞爺湖町によって整備されている。火山の脅威を表す災害跡を活かした解説標識や散策施設、有珠山の展望施設などの充実を検討する。	
	西山火口	西山山麓火口群を探勝するための園路、駐車場、トイレなどが洞爺湖町によって整備されている。火山の脅威を表す災害跡を活かした解説標識や散策施設の充実を図る。	
5　野営場	月浦	オートキャンプ場として洞爺湖町により整備された。今後は修景緑化を十分に行うとともに、施設の拡充に当たっては、湖畔林の保護に留意する。	平成３年度にオートキャンプ場として整備が行われた。今後は修景緑化を十分に行うとともに、施設の拡充に当たっては、湖畔林の保護に留意する。
	滝之上	湖畔林内のキャンプ場として財団法人日本森林林業振興会により整備された。区域は現状程度とし、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。	区域は現状程度とし、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。
	仲洞爺	湖畔林内のキャンプ場として壮瞥町により整備された。利用状況を勘案し、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。	利用状況を勘案し、快適な林間野営場としての施設の充実を検討する。
	中島	フリーテントサイトを主体とした小規模な野営場を整備する。	フリーテントサイトを主体とした小規模な野営場を整備する。
6　スキー場	月浦	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成３年６月７日環自国第３１５号）及び別紙「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」（平成４年５月１９日環自国第２６４号）による。	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成３年６月７日環自国第３１５号）及び別紙「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」（平成４年５月１９日環自国第２６４号）による。
7　運動場	月浦	中長期滞在者が野外スポーツを楽しむための施設を整備する。整備に当たっては、施設周辺に地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。	中長期滞在者が野外スポーツを楽しむための施設を整備する。整備に当たっては、施設周辺に十分な修景緑化を行う。　付帯する建築物については、前記 第４、３、（１）、１、（１）の ①～④と同様とする。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和５７年５月７日環自保第１３８号）による。
8　舟遊場	洞爺・壮瞥温泉・月浦・	今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。	今後レジャーボート等のための係留施設、船揚げ場及び付帯駐車場について、公共的に設置するものに限るものとし、湖岸の自然環境の保全に十分配慮する。 付帯する建築物については、前記 第４、３、（１）、１、（１）の ①～④と同様とする。

【新管理計画（原案）】			【現行管理計画】
	中島		
9　索道運送施設	有珠山	有珠山外輪の展望地へ至るロープウェイであり、山頂駅舎の規模については、現状程度に留める。	付帯する建築物については、前記 第４、３、（１）、１、（１）の ①～④と同様とする。 有珠山外輪の展望地へ至るロープウェイであり、山頂駅舎については、現状規模に留める。
	月浦	年間を通して洞爺湖外輪山に至る展望利用が図られ、冬季はスキー等にも利用されている。駅舎の規模については、現状程度に留める。	
10　博物展示施設	中島	洞爺湖町により森林博物館が設置されているが、施設、展示物等の老朽化が著しい。今後は、現状の機能を維持しながら再整備を検討する。	虻田町により森林博物館が設置されているが、施設、展示物等の老朽化が著しい。今後、ビジターセンター的機能も有する施設としての再整備を検討する。

【新管理計画（原案）】

（４）登別管理計画区

（ア）許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成１７年１０月３日付け環自国発第０５１００３００１号）第６に規定するとおり、自然公園法施行規則第１１条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成１２年８月７日付け環自国第４４８－３号）において定める許可基準の細部解釈並びに別紙に掲げる「特定地域における特定行為の認定」によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取　扱　方　針
１　工作物 （１）建築物	全域	登別集団施設地区を取り巻く森林や火山地帯（地獄谷特別保護地区及び第１種特別地域内）及び倶多楽湖カルデラ内側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する登別集団施設地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着きのある街並みづくりを図る。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。ただし、登別温泉地区の行為の許可基準の特例区域内において、１０㎡程度以下の車庫、物置などを除く。 ②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。 ③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。 ④修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。
（２）道路	全域	①ルート選定に当たっては、主要道路、展望地点から望見されないよう配慮する。 ②線形を地形に順応させること又は橋りょう等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮する。 ③法面は、周辺の植生状況に応じて、地域又は道内産植物等による緑化を行う。 ④廃道敷地等については、極力地域又は道内産樹木により修景緑化を行う。 ⑤登別集団施設地区をはじめ利用拠点における既存道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、修景緑化等で落ち着いた美しい街並みの創出を図る。
（３）電柱	全域	①利用拠点及び主要利用動線周辺においては、既存電線路の新改増設などにおいて極力電線路の地下埋設化を進める。 ②公園利用施設から望見される場合、電柱の色彩はこげ茶色と

【現行管理計画】

（１）許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成６年９月３０日環自計第１７３号・環自国第５３８号）、「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和４９年１１月２０日環自企第５７０号）及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」（平成７年１１月６日環自国第３６１－１号）によるほか、以下の取扱方針によって運用する。

登別集団施設地区を取巻く森林や火山地帯（地獄谷特別保護地区及び第１種特別地域内）及び倶多楽湖カルデラ内側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する登別集団施設地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着きのある街並みづくりを図る。

①屋根の形状

原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。

②屋根の色彩

原則としてこげ茶色又は赤錆色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。

③外壁の色彩

原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。

登別集団施設地区をはじめ利用拠点における既存道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、緑化修景等で落ち着いた美しい街並みの創出を図る。

利用拠点及び主要利用動線周辺のものは、極力電線路の地下埋設化を進める。

		する。ただし仮設又は移設、周囲の風致景観に調和するデザインの場合はこの限りではない。 ③架空電線を増設する場合は、極力共架に努める。	
（４）アンテナ送受信用鉄塔	全域	①共架可能なものについては共架を指導する。 ②主要展望地周辺等において、地獄谷、大湯沼、倶多楽湖を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのない位置に設置するものとする。 ③鉄塔の色彩は原則こげ茶色、山稜線から突出する場合は淡い灰色とする。	
（５）河川、治山及び砂防施設	全域	①公園事業道路沿線等風致の保護上重要な地区において擁壁等の工作物を設置する場合は、自然石(化粧貼りを含む。)又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。 ②斜面の表層崩壊の防止にかかる緑化方法については、地域又は道内産植物により緑化を行うよう努める。ただし、地域又は道内産植物による早期緑化が困難な場合は、原則として将来的に地域又は道内産植物に置換されるような緑化に努める。	
（6）その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色又はこげ茶色とする。	色彩は原則として灰色系又はこげ茶色系とする。
2　木竹の伐採	全域	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3　土石の採取	全域	温泉ボーリングについては、行為後の施設による風致上の問題を併せて審査し、風致上支障の生じないものに限り認める。	温泉ボーリングについては、行為後の施設による風致上の問題を併せて審査し、風致上支障の生じないものに限り認める。
4　広告物 （1）営業用広告物	全域	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。 ①設置個所 ア　原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。 イ　施設が国道及び道道の主要幹線道路に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。 ウ　仮設を除き主要利用拠点から地獄谷や大湯沼、倶多楽湖の展望の著しい妨げになる箇所での新設を認めない。 ②要件 ア　色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。 イ　特定の商品名やスポンサー名の掲示は、極力行わない。極力自然材料（木材又は石材）を用い、自然と調和したデザインとする。	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう設置個所や要件については次のとおりとする。 ①設置個所 ア　原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。 イ　施設が公道に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあっては、集合看板とする。 ②要件 ア　色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。 イ　特定の商品名やスポンサー名の掲示は、極力行わない。できる限り自然材料を用い、自然と調和したデザインとする。

【新管理計画（原案）】

（２）公共的広告物	全域	公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。 ①設置個所 利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。 ②要件 色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、関係行政機関が地区毎に地方環境事務所と協議の上、別途統一的に定める場合はこの限りでない。材料については極力自然材料（木材又は石材）を用いる。

（イ）公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成１７年１０月１日付け環自国発第０５１００１００１号）第１０によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

ア　共通事項

各事業において、建築物は前記 ５、（４）、（ア）、１、（１）の ①～④と同様とする（登別集団施設地区及びスキー場事業を除く）。また、建築物以外の工作物及び広告物のデザインや色彩は、前記 ５、（４）、（ア）、１、（６）及び５、（４）、（ア）、４、（２）と同様とする。

宿舎事業の付帯施設もしくは運動場事業としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和５７年５月７日環自保第１３８号）による。

イ　登別集団施設地区

事業の種類	取　扱　方　針
１　宿舎	函館と札幌を結ぶ観光ルート上にあって、春から秋にかけてのツアー客や冬の湯治客等年間を通して多数の利用客がある。今後は古い歴史のある温泉地にふさわしい街並みの維持、創出に配慮しつつ、施設の充実を図る。 建築物の規模は、高さは最高４０ｍ以下、本屋の高さ３４ｍ以下とする。 高さの計測は次のとおりとする。 「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」 デザインや色彩は以下のとおりとする。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。 ②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤褐色とする。ただし、自然材料（銅板を含む。）を使用する場合はこの限りでない。 ③外壁の色彩 原則としてクリーム色、灰色、茶色とする。 ④修景緑化 建築物の周囲（特に道路側）には、可能な範囲で、周辺の植生状況に応じて

【現行管理計画】

公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。
①設置個所
利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。
②要件
色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、特に材料については極力自然材料を用いる。

（２）公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」（平成６年９月３０日環自計第１７４号・環自国第５４１号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

函館と札幌を結ぶ観光ルート上にあって、春から秋にかけてのツアー客や冬の湯治客等年間を通して多数の利用客がある。今後は古い歴史のある温泉地にふさわしい街並みの維持、創出に配慮しつつ、施設の充実を図る。
建築物の規模は、高さは最高４０メートル以下、本屋の高さ３４メートル以下とする。

高さの計測は次のとおりとする。
「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」

デザインや色彩については、前記 第５、３、（１）、１、（１）の①～③と同様とする。

	、地域又は道内産樹木等により修景緑化を行う。 なお、宿舎本体がパラペット等により風致上の配慮がなされている宿舎に付帯する浴場棟、従業員宿舎、駐車場等については、以下の要件に全て該当する場合に限り、パラペットとしないこと、又は切妻、寄棟以外の屋根とすることを認める。 ①主要な利用動線として地区中央を通る公園計画車道（道々）及び主要な利用拠点である地獄谷等から望見されないこと。 ②比較的小規模なものであること。 また、温暖化対策等についても、対応に努める。	なお、宿舎本体がパラペット等により風致上の配慮がなされている宿舎に付帯する浴場棟、従業員宿舎、駐車場等については、以下の要件に全て該当する場合に限り、パラペットとしないこと、又は切妻、寄棟以外の屋根とすることを認める。 ①主要な利用動線として地区中央を通る公園計画車道（道々）及び主要な利用拠点である地獄谷等から望見されないこと。 ②比較的小規模なものであること。
2　園地	地獄谷の火山現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や展望広場を北海道と登別市が、公衆便所を環境省が整備している。温泉宿泊者の散策や自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、舟見山を巡る歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。 なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備を図る。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 また、付帯施設については温暖化対策等への対応に努める。 付帯する建築物については前記　５、（４）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	地獄谷の地獄現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や展望広場及び公衆便所が整備されている。温泉宿泊者の散策や自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、大湯沼展望台や舟見山を巡る歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。 なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備を図る。施設の維持管理や美化清掃については美化財団の協力を得る。
3　駐車場	地獄谷の園地利用のための駐車場として利用者が多い。今後とも適切に施設の維持管理や美化清掃を継続していく。 付帯する建築物については前記　５、（４）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	地獄谷の園地利用のための駐車場として利用者が多い。最近の日帰り利用者の急増による温泉内の渋滞解消を目的とした、地区内の交通のあり方について総合的な見地から検討する。施設の維持管理や美化清掃については美化財団の協力を得る。 付帯する建築物については、前記　第５、３、（１）、１、（１）の①～③と同様とする。
4　給油施設	商標の掲出は必要最小限とする。 付帯する建築物については前記　５、（４）、（イ）、イ、（１）、１の　①～④と同様とする。	商標の掲出は必要最小限とする。

ウ　単独施設等

事業の種類	地区	取　扱　方　針	
1　道路（車道）	全域	取扱いについては、前記　５、（４）、（ア）、１、（２）①～④と同様とする。ただし、③については、地域又は道内産植物による緑化が困難な場合で、数年後において当該種が地域又は道内産植物に置換され、かつ遺伝的攪乱においてもその心配がない場合に限り、一時的な外来種の使用を認める。 ①防護柵は原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、ガードケーブルの支柱及びガードパイプの色彩はこげ茶とする。 ②擁壁等の工作物は自然石（化粧貼りを含む）又は自然石に模したブロックあるいは木材等を使用する。	法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。また、防護柵は原則としてガードケーブルとし､色彩は灰色とする。　付帯する建築物については、前記　第５、３、（１）、１、（１）の①～③と同様とする。
	白老線	北海道によって設置された白老町と伊達市大滝区を結ぶ路線で、白老峠や白老滝などの利用拠点に必要な施設の設置を検討する。	白老町と大滝村を結ぶ路線で、平成９年度供用開始に向け現在工事中である。開通後の利用状況を見て、白老峠や白老滝などの利用拠点に必要な施設の設置を検討する。

【新管理計画（原案）】			【現行管理計画】
	北湯沢蟠渓線	洞爺湖や登別方面と支笏湖方面を結ぶ路線として重要性が増してきており、幅員が狭く急カーブが連続する北湯沢地区で大幅な改良（付け替え）工事が進んでいる。地区の自然環境に配慮した路線や工法とする。	洞爺湖や登別方面と支笏湖方面を結ぶ路線として重要性が増してきており、幅員が狭く急カーブが連続する北湯沢地区で大幅な改良（付け替え）が計画されている。地区の自然環境に配慮した路線や工法とする。
	登別オロフレ線	洞爺湖方面と登別方面を結ぶ重要な路線で沿線の眺望に優れている。今後、改良に当たっては、沿線の景観保持に努める。	洞爺湖方面と登別方面を結ぶ重要な路線で沿線の眺望に優れている。今後、改良に当たっては、沿線の景観保持に努める。
	登別倶多楽湖線	登別と倶多楽湖を結ぶ路線であるが、幅員が狭いため大型車の乗り入れが制限されている。今後の拡幅については、地区の自然環境の保全及びもろく崩れやすい地形地質に留意し、慎重に検討する。	登別と倶多楽湖を結ぶ路線であるが、幅員が狭いため大型車の乗り入れが制限されている。今後の拡幅については、地区の自然環境の保全及びもろく崩れやすい地形地質に留意し、慎重に検討する。
2　道路（歩道）	全域	標識類で老朽化しているものや内容の古いものに関しては、関係機関と調整を図り、誘導標識、案内看板及び自然解説板等の再整備を行う。登山道の洗掘や拡幅により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう関係機関と調整の上適切な措置を講ずる。	
	オロフレ山線	オロフレ峠から山頂へ至る登山道で、近年都市部からの利用者が増加している。整備に当たっては注意標識等の設置により利用者の安全性の確保に努める。また登山道の一部に浸食が発生しているため土留めの措置を検討する。	
3　宿舎	カルルス温泉	森林に囲まれた静かな温泉地である。現在の雰囲気を損なわないよう、高さは２０ｍ以下とする。	森林に囲まれた静かな温泉地である。現在の雰囲気を損なわないよう、高さは２０メートル以下とし、デザインや色彩については、前記 第５、３、（１）、1、（１）の① ～③と同様とする。
	北湯沢温泉・蟠渓温泉	長流川の渓流沿いの静かな温泉街であるが、近年の道路改良により到達性が改良されつつある。現在の自然環境を維持するため、高さは２０ｍ以下とする。	長流川の渓流沿いの静かな温泉街であるが、近年の道路改良により到達性が改良され、利用者も増加しつつある。現在の自然環境を維持するため、高さは 20 メートル以下とし、デザインや色彩については、前記 第５、３、（１）、1、（１）の①～③と同様とする。
4　園地	四方嶺	熊牧場やアイヌ集落を再現したユーカラの里、博物館等が整備されている。施設の区域や規模等は現状程度とする。	熊牧場やアイヌ集落を再現したユーカラの里、博物館等が整備されている。施設の区域や規模等は現状程度とする。
	カルルス温泉	温泉宿泊利用者の散策や保健休養のための園地として整備を図る。	温泉宿泊利用者の散策や保健休養のための園地として整備を図る。
	倶多楽湖畔	倶多楽湖の展望や休憩、探勝のための広場（園地）、駐車場、公衆便所等が整備されている。自然環境の保全に留意しつつ、園地や駐車場の拡張、解説板、園路の設置等施設の充実について検討する。	倶多楽湖の展望や休憩、探勝のための広場（園地）、駐車場、公衆便所等が整備されている。到達道路の改良に伴い利用者は増えており、自然環境の保全に留意しつつ、園地や駐車場の拡張、解説板、園路の設置等施設の充実について検討する。
	オロフレ峠	洞爺湖と登別の中間に位置する峠で、道道のバイパストンネルの完成後、休憩所は利用者が減少し撤去された。現在は北海道の展望園地として駐車場と公衆便所が整備されており、オロフレ山への登山拠点でもある。施設の一部は老朽化しているため利用動向をふまえて更新等の必要性を検討をする。今後とも適切に美化清掃を継続していく。	洞爺湖と登別の中間に位置する峠で、展望園地として駐車場や公衆便所、休憩所が整備されている。施設の維持管理や美化清掃については、美化財団の協力を得る。

	【新管理計画（原案）】		【現行管理計画】
	大湯沼	大湯沼周辺の火山現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や休憩所、駐車場、足湯広場などを登別市が整備している。自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。 なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備を図る。	
	北湯沢温泉	道路改良工事に伴って発生する路傍残地、旧道等を園地として整備することを検討する。	道路改良工事に伴って発生する路傍残地、旧道等を園地として整備することを検討する。
5　野営場	カルルス温泉	地域の自然環境の保全に留意しつつ施設の整備を図る。	地域の自然環境の保全に留意しつつ施設の整備を図る。
6　スキー場	カルルス温泉	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成３年６月７日環自国第３１５号）及び別紙「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」（平成４年５月１９日環自国第２６４号）による。また、堆積した粒状の火山灰で土砂の移動が激しいため、スキーコースの緑化が課題となっている。適切な緑化方法について検討するとともに早期の緑化を図る。	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成３年６月７日環自国第３１５号）及び別紙「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」（平成４年５月１９日環自国第２６４号）による。また、堆積した粒状の火山灰で土砂の移動が激しいため、スキーコースの緑化が課題となっている。適切な緑化方法について検討するとともに早期の緑化を図る。
7　運動場	カルルス温泉	テニスコート、ゲートボール場等を備えた既設のスポーツランドがある。今後の整備に当たっては、地域又は道内産樹木等により道路沿線の修景緑化に努める。	テニスコート、ゲートボール場等を備えた既設のスポーツランドがある。今後の整備に当たっては、道路沿線の修景緑化に配慮する。
8　舟遊場	倶多楽湖	公園利用者の舟遊び及び釣りのためのレストハウスや桟橋が整備されている。倶多楽湖の自然環境を保護するため、施設は現状程度とする。	公園利用者の舟遊び及び釣りのためのレストハウスや桟橋が整備されている。倶多楽湖の自然環境を保護するため、施設は現状程度とする。 付帯する建築物については、前記 第５、３、（１）、１、（１）の①～③と同様とする。
9　駐車場	カルルス温泉	施設の規模は現状程度に留め、適切に更新を図る。	施設の規模は現状程度とし、必要な付帯施設を整備する。
10　索道運送施設	登別	登別四方嶺園地への到達のための索道で、循環式及び交走式の２路線のほか、登別温泉街から駅舎までのリフトが整備されている。施設の規模は現状程度に留める。	登別四方嶺園地への到達のための索道で、循環式及び交走式の２路線のほか、登別温泉街から駅舎までのリフトが整備されている。施設の規模は現状程度とする。

【新管理計画（原案）】

６　その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項

（１）環境省所管地及び所管施設の管理

（ア）所管地内の施設に関する事項

本国立公園内の環境省所管地は全て集団施設地区内にあり、整備した主要な利用施設等は、関係行政機関や関係団体の連携・協力を得て運営管理を行っており、今後とも適切な維持管理を図る。

所管地内施設の概要

集団施設地区	面積(ha)	主 な 施 設
支 笏 湖	３６．５	園地（広場・園路・休憩所・公衆トイレ）、野営場（車道・駐車場・広場・園路・休憩所・管理棟・炊事棟・公衆トイレ）、駐車場（公衆トイレ）、博物展示施設
真 狩 口	６．０	野営場（管理棟・炊事棟・公衆トイレ）
洞 爺 湖	１．８	園地（広場・駐車場）、博物展示施設
財　　田	４．３	野営場（駐車場・炊事棟・公衆トイレ）、博物展示施設（休憩所）、

支笏湖集団施設地区内の環境省所管地では、宿舎や店舗のほか地域生活に必要な住宅や電柱等の用地として民間事業者等に対し土地の使用を許可しており、集団施設地区等管理規則等に基づき管理を行っている。

これら土地及び施設の管理に当たっては、常に良好な状態で維持されるよう努めるとともに、土地の使用を許可されている民間事業者に対し、国立公園の利用拠点としてふさわしい施設の管理や利用者サービスを行うよう指導する。

（イ）その他環境省所管施設に関する事項

環境省が借地等により整備した利用施設は、四十三山周辺の歩道、登別地獄谷の公衆トイレ、国立公園境界付近でのエントランス標識、洞爺湖八景標識等であり、歩道や公衆トイレは、関係行政機関や関係団体の連携・協力を得て運営管理を行っており、今後とも適切な維持管理を図る。

標識等については、定期的に塗装や表示面の更新等を行い、今後とも適切な維持管理を図る。

【現行管理計画】

５　土地及び事業施設の管理に関する事項

〈支笏湖・定山渓管理計画区〉

（１）国有財産の管理

支笏湖集団施設地区に、環境庁所管地を３２．４３ｈａ（支笏湖温泉２７．５５ｈａ、モラップ４．８８ｈａ）を有し、国立公園の利用拠点として、園地、園路、駐車場、ビジターセンター、公衆便所等の施設を整備、維持管理している。

また、宿泊施設、食堂売店、舟遊場施設あるいは地域生活に必要な道路、住宅等の用地として民間事業者等に土地の使用を許可し、これらの指導監督も行ってきている。

これらの土地、建物及び施設の管理に当たっては、集団施設地区管理規則及び支笏湖集団施設地区計画に基づき、常に良好な状態で維持されるよう配慮するとともに、土地使用者に対しては、国立公園の利用の中心地としてふさわしい施設の管理や、利用者サービスを行うよう指導する。

【新管理計画（原案）】

（２）その他公園管理において留意すべき事項

（ア）美化清掃計画

① 支笏湖・定山渓地区では、樽前山をはじめ山岳地域を中心に、関係機関の協力も得ながら、ゴミ持ち帰り運動や清掃登山を推進する。また、公園利用者の集中する支笏湖集団施設地区においては、（財）自然公園財団が関係機関の協力を得ながら、園地、公衆便所等の清掃に当たっている。今後もこれら美化清掃体制の維持強化を図る。

② 真狩口及び半月湖地区では、各登山道は自然公園指導員、自然保護監視員等がパトロール時に、また、ボランティアが年に数回清掃登山を行っている。登山道沿いにはゴミ箱を設置せず「ゴミ持ち帰り運動」を推進することとし、各登山口や避難小屋で積極的に広報等を行うよう関係機関と調整を図る。

③ 登別市、壮瞥町及び洞爺湖町管内は、（財）自然公園財団及び洞爺湖の自然公園を美しくする会が関係機関の協力を得ながら実施しており、美化清掃が適切に行われるよう指導する。

④ゴミの持ち帰り運動の推進

毎年８月第一日曜日の自然公園クリーンデーには、各利用拠点において地域住民や関係団体の協力等を得て一斉清掃やゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っており、今後とも協力を求め実施する。また、パークボランティアや自然保護監視員等と連携・分担しながら積極的に推進していく。

（イ）グリーンワーカー事業

グリーンワーカー事業は、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進し、国立公園等の管理のグレードアップを図るための事業である。

本公園では、自然資源調査や外来生物除去等を行っており、今後ともこれらの活動を通じて、国立公園管理を進めると共に、地域の管理体制づくりや自然に対する普及啓発を図る。

【現行管理計画】

５ 土地及び事業施設の管理に関する事項　　７ 地域の美化修景に関する事項

〈支笏湖・定山渓管理計画区〉

（１）美化清掃計画

樽前山をはじめ山岳地域を中心に、関係機関の協力も得ながら、ゴミ持ち帰り運動や清掃登山を推進する。また、公園利用者の集中する支笏湖集団施設地区においては、美化財団が、園地、公衆便所等の清掃に当たっている。今後も現在の美化清掃体制の維持強化を図る。

（２）自然公園美化管理財団事業等

駐車場をはじめビジターセンター、公衆便所等の施設については（財）自然公園美化管理財団（以下「美化財団」という。）により、支笏湖畔休暇村地区の園地、広場及びモラップ地区の野営場等の施設については（財）国民休暇村協会の協力により適正に維持管理する。

（羊蹄山管理計画区）

（１）美化清掃計画

真狩口及び半月湖地区では、地元町村が北海道の補助金を受けて清掃を実施しているほか、各登山道は自然保護監視員、巡視員等がパトロール時に、また、ボランティアが年に数回清掃登山を行っている。しかしながら、現状では清掃範囲も限られ、体制的にも十分とはいえないので、将来的には環境庁の清掃補助団体を設置するよう関係機関を指導する。

登山道沿いにはゴミ箱を設置せず「ゴミ持ち帰り運動」を推進することとし、各登山口や避難小屋で積極的に広報等を行うよう関係機関と調整を図る。また、「国立公園クリーン作戦」（自然公園クリーンデー：毎年８月第１日曜日）には、地元関係機関の協力を得て清掃登山を行っており、今後とも協力を求める。

〈洞爺湖管理計画区〉

自然公園美化管理財団事業

壮瞥町昭和新山地区において、美化財団が昭和５９年９月から駐車場を運営することにより美化清掃、公園利用施設の維持管理や軽微な補修、地元の緑化事業への助成等を行っている。これらの事業が円滑かつ適切に行われるよう指導する。

（１）美化清掃計画

利用拠点の美化清掃は、壮瞥町管内は美化財団が、虻田町管内は「北海道の自然公園を美しくする会」がそれぞれ環境庁の国立公園清掃活動費補助金を受けて関係機関の協力を得ながら実施している。これらの事業が適切に行われるよう指導する。

毎年８月第一日曜日の自然公園クリーンデーには、洞爺湖温泉地区においては「北海道の自然公園を美しくする会」や地域住民の協力を得て一斉清掃を行っており、また、昭和新山地区においては美化財団が中心となってゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っている。今後とも関係機関に協力を求め実施する。

【新管理計画（原案）】

（ウ）修景緑化計画

① 建築物周辺の空地や廃道敷地等は、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する樹木を使用するか困難な場合には道内産自生種の樹木による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するよう事業者を指導する。道路等の法面については、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物を使用するか困難な場合には道内産自生種による緑化を図ることとするが、表土流出の恐れのある場合等やむを得ず道内産自生種以外を使用する場合にあっては、将来的に地域又は道内産自生種に置換されるよう先駆種を選定、播種し、将来的に在来植生への遷移を促進させるよう調整する。

② 市街地は道内産自生種の樹木による修景植栽を積極的に行って快適な利用環境の創出を図る。

よう関係機関との調整を図る。

③ 法面等の新たな裸地への緑化には、外来生物法に基づく要注意外来生物に選定されている種は極力使用せず、埋土種子土壌や周囲の植生からの自然散布を用いた工法をとるよう指導する。

【現行管理計画】

〈登別管理計画区〉

自然公園美化管理財団事業

登別地区においては、美化財団が昭和５８年９月より駐車場を運営することにより美化清掃や公園施設の維持管理、軽微な補修、緑化事業等を行っている。これらの事業が円滑で適切に行われるよう指導する。

（１）美化清掃計画

公園内利用拠点（壮瞥町及び登別市管内）の美化清掃は、美化財団が環境庁の国立公園清掃活動補助金を受け、関係機関の協力を得ながら実施している。この事業が適切に行われるよう指導する。毎年８月の第一日曜日の自然公園クリーンデーには、登別地区において美化財団が中心となってゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っているので、今後とも関係機関に協力を求め実施する。

〈支笏湖・定山渓管理計画区〉

（２）修景緑化計画

本地区の植生は、高山部を除いて、そのほとんどがシナノキ、イタヤカエデ、ハリギリ、ミズナラ等の広葉樹とトドマツ、エゾマツの針葉樹林等により構成される森林植生に占められている。このため代表的な森林植生の生育地においては、観察のための小休憩地、散策路、解説板を整備する。

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に生育する樹木と同種の樹木による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するよう事業者を指導する。道路等の法面については、早期緑化を図るため一般的な草本種の使用を認めるが、この場合でも現地の植生状況を踏まえ、先駆種を選定、播種し、在来植生への移行を促進させる。また、公園入口部は、エントランスゾーンとしての空間を創出するため、標識の設置、緑化を図る。

〈羊蹄山管理計画区〉

真狩口地区は、耕作跡地で樹木が少なく、建築物が四方から遮られることなく望見され、また、緑陰に乏しいので、郷土種の樹木による修景植栽を積極的に行って快適な利用環境の創出を図るよう関係機関との調整を図る。

〈洞爺湖管理計画区〉

ア 洞爺湖温泉市街地は建物が密集しており、潤いのある美しい街づくりのためには、前述した許可、届出等取扱方針及び公園事業取扱方針に基づく指導と併せて地区全体の修景緑化を進める必要がある。今後は地域住民及び関係機関が協力して、街路植栽や湖畔園地の植栽、砂防施設周辺の修景緑化等を進め、緑の創出を図るよう指導する。

イ 湖畔の火山灰埋立地及び有珠山の森林復元のための植栽（ふれあいの森）については、劣悪な土質に配慮した樹種、植栽方法等を検討する。

ウ エゾシカによる中島の森林植生への影響については、「洞爺湖エゾシカ対策協議会」での検討結果を踏まえ関係機関と対策を検討する。

【新管理計画（原案）】

【現行管理計画】

〈登別管理計画区〉

ア　登別温泉市街については、潤いのある街づくりのため河川敷や公共施設敷等を活用して、積極的に緑化修景が図られるよう関係機関に働きかける。

イ　登別やカルルス周辺は、土壌条件が悪いため土地の形状変更を最小限に留めるとともに表土の保全を図り、緑化が早期に完成するよう指導する。